

令和7年6月2日（月）

4 目 目

（一般質問）

1. 応招議員は、次のとおりである。

第1番	隅内 和男	第2番	松本 信明
第3番	鶴見 典明	第4番	田崎 幸夫
第5番	上村 康幸	第6番	篠塚 啓一
第7番	志鳥 勝則	第8番	海老原友子
第9番	勝山 修輔	第10番	津野田重一
第11番	田村 稔	第12番	稲見 敏夫
第13番	小川 公威	第14番	稲川 洋

2. 出席議員は、次のとおりである。

第1番	隅内 和男	第2番	松本 信明
第3番	鶴見 典明	第4番	田崎 幸夫
第5番	上村 康幸	第6番	篠塚 啓一
第7番	志鳥 勝則	第8番	海老原友子
第9番	勝山 修輔	第10番	津野田重一
第11番	田村 稔	第12番	稲見 敏夫
第13番	小川 公威	第14番	稲川 洋

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

議会議務局長 大山 光夫 書記（総務係長） 山崎 圭美
書記（主事） 石川 雄大

5. 執行機関より出席した者は、次のとおりである。

町 長	星野 光利	副 町 長	和田 裕二
教 育 長	増渕 忍	総務課長	星野 和弘
企画課長	柴 光治	税務課長	信夫 一行
住民課長	高橋 文枝	地域生活課長	沢邊 孝
健康福祉課長	海老原昌幸	子ども家庭課長	浜野 知子
農政課長兼農業委員会事務局長	松本 勝彦	商工課長	保坂 武志
都市建設課長	鈴木 伸司	建築課長	星野 敏克
上下水道課長	猪瀬 保夫	会計管理者兼会計課長	日野 妙子
教育総務課長	佐藤 史久	生涯学習課長	深谷 昇
デジタル推進室長	田仲 進壽		

6. 本会議の事件は、次のとおりである。

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

○議長【稲川 洋君】 皆さん、御起立願います。

(全員起立)

○議長【稲川 洋君】 おはようございます。

(議員・執行部 一同礼)

○議長【稲川 洋君】 御着席ください。

これから、本日の会議を開きます。

ただ今の出席議員数は14人です。

日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

○議長【稲川 洋君】 日程第1、一般質問を行います。

なお、質問者に申し上げますが、議会会議規則及び議会の運営に関する要綱を遵守されますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、質問の内容を十分に捉え、簡潔明快なる答弁を求めます。

また、本日、庁舎改築工事につき、極力騒音を発生させないように努力されていますが、やむを得ず発生する場合がありますので、その点はお含みおきください。これも来る9月議会においては、改築となった新しい議会等で本会議などを開催するためのものですから、少々御不便をおかけしますが、よろしく願い申し上げます。

それでは、順序に従い、4番・田崎幸夫君の発言を許します。4番、田崎幸夫君。

(4番 田崎幸夫君 登壇)

○4番【田崎幸夫君】 改めまして、皆さん、おはようございます。議長から発言の許可をいただきましたので、通告順に従い、質問させていただきます。

上三川町は、本年4月29日に70歳の誕生日を迎えました。この節目の年に1番くじを引いてくれました事務局の方に感謝いたします。また、本庁舎は昭和55年、1980年7月に、当時の町の中心部からですね、こちらに移転され、本年で45年がたち、改修工事の中の現在、いつもと違った雰囲気の中で一般質問ができることも思い出の一つかなと思います。

それでは、通算6回目の1番バッターとして質問に入らせていただきます。今回、大きく三つについてお伺いいたします。

1点目、農業の振興について、三つほどお伺いいたします。

一つ目、上三川町の農業、農地を守るべく農業法人を設立する考えはあるか伺います。

二つ目、私は、毎年4月になってきますと、田植の準備、田植の季節になってきますが、担い手が年々少なくなってくることを感じております。私も63歳になりましたが、私より年下の方が農地利用型農業を行っているのをほとんど見かけることがありません。そこで、上三川町の担い手対策についてお伺いいたします。

三つ目、毎年8月頃、農業委員会が主体となって農地パトロールを行っておりますが、遊休農地の現

状と今後についてお伺いいたします。

以上、御答弁をお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問の１点目から３点目につきましては関連がございますので、一括してお答えいたします。

まず、本町の遊休農地の割合でございますが、令和５年度の農業委員会の調査では０．３％で、県平均の１．６％、全国平均の５．６％と比較しても、遊休農地の少ない自治体でございます。しかしながら、農業者の高齢化や後継者不足による担い手の減少などにより、その割合は今後増加することが見込まれております。

こうした中、担い手対策として国の「新規就農者育成総合対策事業」などの活用による新たな担い手の確保を進めるとともに、意欲ある担い手に対しては、農地の集積・集約や大区画化の推進、スマート農業技術や大型機械の導入補助を実施することで農業経営の規模拡大を図り、新たな遊休農地の発生を抑制しているところでございます。

農業法人の設立の考えでございますが、現在、県内の農業生産法人は、行政とＪＡとの共同出資という形態で１例。また、ＪＡ単独の出資が４例ございます。これらの先進的な事例の調査、研究を進めてまいりたいと考えております。

また、今年３月に策定いたしました「地域計画」の目標地図は、各筆の農地に対し１０年後の担い手を地図に示したものでございますが、今後は地域の話し合いにより随時更新し精度を高めていくこととされております。これら地域の農業者等との話し合いやＪＡなどの農業関係機関との協議を重ねながら、法人設立の必要性について検討してまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川 洋君】 田崎幸夫君。

○４番【田崎幸夫君】 御答弁ありがとうございました。

遊休農地については、０．６％に対して、本町は０．３と少ないということで分かりました。

一つ目のですね、農業法人についてお伺いいたしますけれども、上三川町の南部地区と言ったらよろしいんですね。本町の南のほうには農業法人がありません。ほかには、願成寺地区、石田地区、上蒲生、本郷地区になりますけれども、この南部地区にはありませんが、こちらにですね、設立するような推進活動をしてはいかがでしょうかと思いますが、この辺どのようにお考えでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

南部地区は、特に今、法人がないということでお話を伺いましたが、そのほかにも町内には５法人です。こちらがございしますが、南部地区以外にも法人の手が及んでいないところもあるかと思います。しかしながら、やはり町長の答弁にもありましたとおり、現在、高齢化とか担い手不足等が進んでございまして、地域によっては法人の組織を立ち上げるための人員が不足するなどということもございします。また、仮に立ち上げたとしてもですね、今後、後継者がいないとなれば、その法人をまた解散しなきゃ

ならないとか、そういう事態もございますので、いずれにしてもですね、各地域各地域、今後お話し合いを進めた上で、法人設立、法人の組織を立ち上げるか、もしくは大規模に経営していただく個人の農家を育てていくかというのを検討していきたいと考えてございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 田崎幸夫君。

○4番【田崎幸夫君】 ただ今の御答弁ですね、法人が高齢者とか担い手とかという答弁がありましたけども、先ほども私、話しまして、既に63歳で、10年後、どうのこうのという集会なども行われましたけども、これから10年後、上三川町に5法人あっても、年齢を見ると平均年齢、お幾つなんですか。70歳を超えたのが平均だと思うんですけども。今だと思うですよ、私なんかはそう思うんですけど、自分を考えて言うと、自分が元気でトラクターの乗り方を教えるとか、代かきを教えるとか、そういう人がこれからなくなっちゃうと思うんですよ、今やらないと。本当に今必要な時期だと思うんですけども、早急に本当に1年も2年の間に、農政課としてですね、これを推進、我々はこれをどういうふうにつくっていいかわからないですよ、方法が。ネットで調べれば分かるだろうと言われればそうかもしれないんですけど、その辺はぜひ、南部地区で集会等を持ってですね、これをつくるような推進をお願いしたいんですが、もう一度お願いします。

○議長【稲川 洋君】 農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

まず、法人の作り方がわからないというお話がありましたが、当然、法人設立にはいろいろな手続きが必要となってまいります。それらにつきましてはですね、そういった法人のメリット等を周知した上で法人の設立をしたいという御相談があればですね、町のほうでもそのお手伝いというのはしていきます。

また、法人についても高齢化が進んでいてですね、なかなか面積を増やしていくことができないということもございますが、確かに、それでもですね、町の中にはですね、耕作面積を増やしたいという意欲ある担い手もいます。また、これまで集落営農組織はですね、地域を単位とした組織づくり、それから、地域の担い手としておりましたが、県が進めております「とちぎ広域営農システム」、こちらにつきましては地域間の連携により、地域を越えた広域的な視野に立って農地を維持していくというものでございます。現に、近隣の市町村からもですね、規模拡大を目指してですね、担い手が参入しております。このように、逆にですね、耕作条件のよい農地を安く借りられる、購入できるということをチャンスと捉え、経営規模拡大を目指す担い手もおります。

本町でも他の市町村へビジネスチャンスを広げられるような意欲的な担い手が出てくることを、そうしたことを期待してですね、担い手対策を講じるとともにですね、遊休農地の発生を減らすためにですね、耕作条件のよい農地を創出することが必要であると考えてございます。そういったことで基盤整備を進めていきまして、生産法人の設立については、いろいろそうした対策を講じた上で考えていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 田崎幸夫君。

○4番【田崎幸夫君】 ぜひですね、本定例会が終わったら御相談に行きますから、いい提案をいただきたいと思います。

それとですね、二つ目の担い手対策についてお伺いいたします。5月22日付の下野新聞の21面に、下野市では、「農家マッチング担い手、後継者人手不足解消へ」ということで新聞に掲載されておりました。「市は21日の定例記者会見で、人手が欲しい農家と担い手を仲介する農作業マッチング事業を6月1日から行うと発表した。市内農家の高齢化、後継者不足は顕著で、中でも重労働とされる特産のかんぴょうの生産農家らを後押ししようと人材確保に向けて施策を講じる。市によると、このような事業は県内市町では珍しい」と、こう掲載されていました。上三川町もこういうところをですね、参考にされて、このようなマッチング事業を行うような考えはあるのかをお伺いいたします。

○議長【稲川 洋君】 農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

下野市で行っている農作業のマッチングということでございますが、本町においてはですね、農作業の受委託につきましては町の農業公社のほうで実施してございまして、そちらのほうで農作業を希望する方には、作業を実施してくれる方を紹介しているところでございます。すみません、記事のほうは見たというか拝見はしたんですが、今後ですね、下野市の取組みをちょっと確認いたしまして、町のほうでそういった事業が可能かどうかというのは検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 田崎幸夫君。

○4番【田崎幸夫君】 農業公社でですね、行っているこの受委託の事業、これは私も大分お世話になっておりますけども、私が聞いているのはあくまでも担い手なんで、担い手の解消ということで、こういうお手伝いできる人、私もお手伝いしてくれる人がいればどんどんどんどん増やしますよ。ただ、いないんですよ、これが。私の質問は、そのようなマッチングできる人を町として、マッチング事業と言ったらいいんですかね、行っていただけますかという質問なんで、もう一度お願いします。

○議長【稲川 洋君】 農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】 町でできるかどうかというのは、今後、検討させていただきたいと考えてございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 田崎幸夫君。

○4番【田崎幸夫君】 町としても検討していただけるというのは分かるんですけど、やっぱり時期ですよね。今期中に何らかの方針をつくるとか、そのようなことも踏まえての検討ですか。

○議長【稲川 洋君】 農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】 時期というのは特に考えてはございませんが、町としてそれができるのか、また、個人でも農作業を手伝う方、パートなどを雇ってやっている方もございます。その辺もですね、JAとか農業関係機関、そういった機関とですね、協議してですね、下野市の事例なども調査させていただいて、検討していきたいと考えてございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 田崎幸夫君。

○4番【田崎幸夫君】 早急にですね、下野市にまで出向いてもですね、こういう事業、マッチング事業を立ち上げて、農家のお手伝いをできる方を集めてというか、そういうあれをつくって進めていただきたいと思います。

それでは、三つ目の遊休農地についてお伺いします。遊休農地になってしまった原因、理由、この辺の調査というのはされたことはありますか。

○議長【稲川 洋君】 農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】 ただ今の質問にお答えいたします。

理由、原因につきましては、特にそういった調査というものはやっていないと思います。ただ、原因としては、やはり相続を受けた農地で、例えばお子さんが農家に全然興味がないとか、また、相続を受けたけども近くに住んでいないということで耕作放棄地になってしまうという事例があるんじゃないかということで、そういった報告は受けてございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 田崎幸夫君。

○4番【田崎幸夫君】 町長の答弁の中にもありましたけど、遊休農地が本町は県のレベルよりも約半分、0.6%か0.3%低いんで、これを遵守するためにはどんなようなことを考えていらっしゃるのか。

○議長【稲川 洋君】 農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

今現在ですね、遊休農地の解消としましては、先ほど議員がおっしゃられたとおり年に1回、農業委員等による農地パトロールを実施してございます。パトロールをして終わりというわけではなくて、実際に耕作放棄地、農業委員会では荒廃農地と言っていますが、その荒廃農地の所有者に対してはですね、今後、その農地をどうしたいのかという意向調査をかけてございます。当然、誰かに貸したいとか、誰かに売りたい、そういった場合には、農業公社なり農地バンクといったところを活用するよう促しているところでございます。また、そういった回答がない方に対してはですね、適正に農地を管理するようお願いしているところでございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 田崎幸夫君。

○4番【田崎幸夫君】 ちょっと私が求めていた答弁とは違うんですけども、ぜひですね、実態をよく調査して、遊休農地が増えないような施策を取っていただきたいと思います。

それで、この遊休農地に関連した質問になりますが、遊休農地になると草が生え茂って、言葉はあれですけど、草がぼうぼうな土地になりますけども、遊休農地になって管理されないとですね、毎日毎日、テレビで備蓄米が報道されていますけど、米の減収、品質低下になってしまい、イネカメムシの被害が懸念されます。温暖化が進めばますます急増し、越冬する虫も多くなっているようです。

これもまた新聞の話になっちゃいますけども、私がこういう質問書を書くと、ちょうどいいタイミングで新聞に出てくるもんですから、5月26日付の下野新聞の1面にですね、「カメムシ被害、農家警

戒、米不足に追い打ちも」ということで、「農業関係者や行政が米の収量減や品質低下を招くイネカメムシの発生を警戒している。県によると、昨年、大量発生して、県南を中心に被害をもたらし、昨年の県産米では1等米より劣る2等以下の格付理由のうち、約半数がカメムシの影響だったと見られる」と書かれています。今年も県南で越冬が確認され、予兆が既に現れていると。「農家側は農薬散布を強化する準備をし、県も対策会議を設置するなど、今年、特に貴重な米を守る備えを一丸となって進めている」とあります。

このようなカメムシ対策もですね、非常に遊休農地と関連するものですから、この辺はどのような考えがあるかお聞かせください。

○議長【稲川 洋君】 農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

地球温暖化に伴う近年の気候変動などで暖冬が続いておりまして、特にカメムシの越冬による農作物の被害が報告されております。本町では水稻栽培が盛んなため、イネカメムシなどによる品質低下や収量低下といったところが懸念されております。カメムシの越冬先でございますが、イネ科の越冬先ですけれども、イネ科の雑草の株元ということも報告されておりますが、そのほかですね、雑木林の落ち葉の下とか、樹皮の内側、また、住宅や倉庫などで越冬して、6月から7月上旬にかけてイネ科の植物に飛来して産卵するとされています。病虫害対策は、雑草や輪作などの耕種的防除、また、農薬等を用いた化学的防除ですね、こういったものを組み合わせることで、有効的な防除が可能と言われてございます。

また、越冬させない対策としましては、越冬前の栄養分となる二番穂、ひこばえが出る前のすきこみですね、が有効とも報告もありますので、そうした地域ぐるみがですね、カメムシ対策につながると考えてございます。そうしたことからですね、JAや県の農業振興事務所などと連携してですね、そうした対策の周知、啓発に努めて、病虫害の発生のほうを抑制していく取組みを進めていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 田崎幸夫君。

○4番【田崎幸夫君】 ぜひですね、遊休農地も踏まえて、この辺の防除策も考えていつていただきたいと思います。

本当に遊休農地になると、カメムシの問題、あとは、通学路になっているところなんかでは、草が道路まではみ出して、子供たちの危険にも危惧されるようなこともありますんで、非常に難しいこともあるかと思うんですが、よく調査して進めていただきたいと思います。

これから、本当に更にですね、農業問題は深刻化していきます。早急に対応策を考えて、今後ともよろしく願いいたします。

それでは、2点目の質問に入ります。

(仮称)道の駅構想、周辺道路の整備について。3月の一般質問で、町民が期待と不安を募らせている(仮称)道の駅かみのかわの建設、運営についてお伺いしましたが、今回は道の駅構想と周辺道路、工業団地のほうも正式に決定されまして、及び道路の整備が非常に深刻化されると思いますけれども、道

路整備の現況と今後についてお伺いいたします。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

このたびの道の駅計画地周辺の交通量が多いことは承知しており、先日御報告いたしました道の駅の基本計画（案）の策定の一環として、昨年7月に周辺道路の交通量調査を実施いたしました。

調査結果といたしましては、主に、平日では、朝夕の出勤時の県道雀宮真岡線に、休日では磯岡交差点における新4号国道の上りオフランプなどに渋滞の発生を確認いたしました。

この結果を踏まえ、周辺道路への影響を極力抑えるため、道路管理者である国、県、宇都宮市と協議を重ね、基本計画（案）の配置計画では、出入口を南北に設置する結論に至りました。

また、この交通量調査の結果は、各道路管理者にも共有しており、各道路管理者と周辺道路や交差点の改良について、引き続き協議を継続してまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川 洋君】 田崎幸夫君。

○4番【田崎幸夫君】 今、計画ということですが、これはですね、道の駅が13年ですか、の4月ということで計画されておりますけども、この道路が本当にきちんと整備されないことには、当然、お客さんもなかなか行かれることもないので、しっかりとですね、計画を策定して、それを遵守して周辺道路の渋滞の緩和を考慮した道路整備をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、3点目の質問に入ります。

町職員の接遇マナーについて。今回この質問をさせていただきますのは、来庁される町民の方から、不愉快な対応をされるとの苦情を結構耳にしております。そんな関係で質問をいたしますけども、心がけや意識を変えることによって行動に表すということは簡単なことではないと思います。

ただ、一部の方の対応が、職員全体の方に影響を及ぼすことを懸念いたします。具体的には、「挨拶がない」また、「この課ではありません」たらい回しにされるとのようです。「どここの課の誰それに連絡しましたので、そちらのほうで対応させていただきます」とかなどのフォローがあつてしかるべきとの指摘を私も聞いております。

それでは、町として接遇マナー向上に対する取組みについてお伺いいたします。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

職員の接遇マナー向上に対する取組みにつきましては、経験年数や役職に応じた研修を実施することで、段階的にステップアップしながら、職員として求められる接遇マナーを習得する機会を確保しております。

町が行っている接遇に関する研修の主なものとしては、新規採用職員に対して先輩職員が指導を行うOJT研修、採用2年目の職員を対象にした接遇研修、採用後、おおむね5年から10年の職員を対象にした接遇レベルアップ講座がございます。

職員は、日々の業務で接遇の経験を積みながら、これらの研修を受講することにより、多様なニーズに対応可能な柔軟性のある接遇マナーを身につけることができると考えております。今後も、引き続き質の高い行政サービスを提供するための人材育成に努めてまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川 洋君】 田崎幸夫君。

○4番【田崎幸夫君】 取組みとして、新卒者の研修とか、OJT2年、5年、そのレベルに合った研修をやられるということで理解しました。

それではですね、マナーが悪いのではなくですね、「どのように対応すればよいのか分からないこともある」ということが誤解を招くこともあります、と思います。接遇マナーマニュアルなどがありますか。あれば、どのように活用しているかお伺いいたします。

○議長【稲川 洋君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

様々な研修等で資料等を頂いて、それについて勉強をしてもらっています。特別に接遇のマニュアルですか、そういったものは用意してございません。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 田崎幸夫君。

○4番【田崎幸夫君】 それぞれの資料で勉強しているということですけども、やはり統一性を持ってですね、町にマニュアルをつくって各自に配布させるということも必要なのではないかと思います。

接遇マナーの向上委員会などがありますか。また、あれば、どのような運用をされておりますか。

○議長【稲川 洋君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

接遇マナーの向上委員会ということでございますが、今のところ、町のほうにそういったものはございません。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 田崎幸夫君。

○4番【田崎幸夫君】 先ほどのですね、マニュアルと併せてですね、こういう向上委員会なども、毎月やれとは言わないですけども、定期的に決めて行っただけかと思いますが、どうぞ検討をしていただきたいと思います。

また、下の1階のホールにですね、町政にあなたの声を書く意見箱というものが設けられております。非常にいいことだとは思いますが、どのような意見があつて、意見者にはどのように対応されているか教えてください。

○議長【稲川 洋君】 企画課長。

○企画課長【柴 光治君】 目安箱についてでございますが、目安箱に入れられたものについては、一応、企画課のほうで回収しまして、まずそれが返事が必要なのか、必要でないのかという判断を行い、町長のほうと相談、決裁を取りまして、担当する課が回答している状況でございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 田崎幸夫君。

○4番【田崎幸夫君】 目安箱にですね、入れられた意見は、迅速に対応していただいて、町民の方の理解を得ていただければと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

私、長くサラリーマンをしていました。社員一人のマナーでですね、その社員が関連していた事業が縮小するなど、大きな減収を経験したこともあります。行政ではそのようなことはないですが、町民の方、特に支援を必要とする方、高齢者の方には、しっかりとした接遇マナーで対応していただきたいと思います。

以上で私の質問を終わりにさせていただきます。

○議長【稲川 洋君】 質問途中ですが、ここで15分間の休憩を行います。

午前10時37分 休憩

午前10時48分 再開

○議長【稲川 洋君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【稲川 洋君】 4番・田崎幸夫君の質問が終わりましたので、順序に従い、1番・隅内和男君の発言を許します。1番、隅内和男君。

(1番 隅内和男君 登壇)

○1番【隅内和男君】 それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、通告順に従って質問をさせていただきますと思います。

大きく三つ質問をさせていただく予定です。まず一つ目は、ふるさと学習について。二つ目は、空き家や耕作放棄地、民家の屋敷林の樹木等への対応について。三つ目として、新たな産業団地（石田・磯岡地区）について、この三つについて質問をさせていただきますが、まず最初に、ふるさと学習について質問をさせていただきます。

義務教育期間中における郷土の歴史、文化・風土に関する学習の現状についてお伺いしたいと思います。

二つ目。地方創生が叫ばれる中、教育の地方創生の可能性についてお伺いします。

三つ目。町について更に学び、そして、住み続けたいと思ってもらうために、これから取り組むべきことについてお伺いします。

また、四つ目。上三川町についての学習をゲームソフトを開発するなどの手法で進めることについて考えを伺いたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。教育長。

(教育長 増淵 忍君 登壇)

○教育長【増淵 忍君】 ただ今の御質問の1点目についてお答えをいたします。

ふるさと学習は、児童生徒が郷土について学ぶことによって、ふるさとのよさを発見し、ふるさとへ

の愛着心を育て、ふるさとに生きる意欲を持たせることができるものと認識をしております。

小・中学校においては、生活科、社会科、道徳科などの教科や総合的な学習の時間に、地域の自然や産業、歴史や地域の発展に尽くした人々を題材として学習をしております。

今後も、児童生徒が上三川町に誇りや愛着を持ち、郷土を自信を持って語ったり、将来にわたり住み続けたいと考えることができるように、ふるさと学習に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2点目についてお答えをいたします。

地域の持続的な発展を目指し、魅力ある地域社会をつくり上げる、いわゆる「地方創生」を教育の視点からも取り組むことは、これからますます重要であると考えております。

本町の地方創生の計画である上三川町第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略において、特色ある教育活動の推進として、確かな学力の育成、豊かな心の育成、健やかな体の育成などに努めることを通し、社会の担い手となる人材を育成することとしております。

また、学校を核とした地域づくりを推進し、地域コミュニティの活性化を図ったり、町に対する愛情や誇りを育む郷土学習の充実に取り組むことで、将来の定住やUターンにつなげることとしております。

次に、3点目についてお答えをいたします。

2点目の御質問と重なる部分がございますが、子供たちが地域に住み続けたいと思うためには、何よりも地域への愛着心や誇りを育むことが大切であると考えております。

そのために、地域の特色を体験したり、地域の人々と触れ合いながら、上三川町のすばらしさを伝えてまいりたいと考えております。

次に、4点目についてお答えをいたします。

学校では、これまでもすぐろくやかたる、それから、クイズなどを児童生徒が学習の中で作成して学び合うなどの取組みがなされており、児童生徒の興味関心や理解度を高める可能性があることは承知しているところではありますが、ゲームソフトの開発については、現時点ではそのような考えはございません。

しかしながら、児童生徒が自ら内容を発案するような取組みとなれば、これは非常に有効な学習になり得ると考えておりますので、研修の機会等を通じて、このアイデアをぜひ紹介してまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わりにいたします。

○議長【稲川 洋君】 隅内和男君。

○1番【隅内和男君】 大変丁寧な答弁、本当にありがとうございます。申し遅れましたが、教育長にとっては今回が議会での初めての答弁ということで、本当にしょっぱなから大変な質問をぶつけて、本当、大変な思いをさせていただきましたが、また、これからも質問はさせていただきますので、どうぞよろしくお願いします。

今、本当に丁寧な答弁をいただいたんですが、地方創生ということについては、これは聞いてもう10年以上たつ言葉だと思います。これ、安倍晋三内閣のときに、多分、2014年だったと思いますが、まち・ひと・しごと創生法というのができて、そして、結局は東京一極集中を是正する、そして、

地方の人口減少の歯止めをかける、そして、そのことによって日本全体の活力を上げるというようなことを目的としたものであったと理解していますが、結局は一極集中を防ぐというのには、つまり地方に極をつくれということですよね。地方にも極をつくりなさい。じゃあ、極って何と言ったら、これこそが魅力なんだろうと思います。魅力をつくりなさい。何で東京に集まるかと言ったら、東京に魅力があるからだ。地方にも魅力があるということ。そして、地方に魅力をつくりなさいということなんだろうと。あるいは、再確認しろということなんだろうと思います。

例えば、今、様々な教科でふるさと学習をしてくださっているということなんです、現状としてそのふるさと学習は、この地方創生の狙いから照らしたときにですよ、十分な時数が確保されているように感じるのかどうかということ。それについて、ちょっと難しい質問かもしれませんが、御答弁いただけるとありがたいと思います。

○議長【稲川 洋君】 教育長。

○教育長【増渕 忍君】 ふるさと学習について十分な時数が確保されているかというような御質問であるかと思いますが、最も効果的な形で実施できているものは、総合的な学習の時間ではないかなというふうに考えております。総合的な学習の時間については、年間を通じて70時間前後というような形にはなっておりますが、その中で、例えば、ある学校の例などを申し上げますと、一つの学年においては、大テーマとして、地域を生きるというようなことをテーマとしまして、地域について、その産業や歴史、また、外に出て、地域にいる方々のインタビューなどによってお考えを聞いてくるというような機会を設けたりしております。

また、これはふるさと学習とは直接関わりはないかもしれませんが、職場体験学習というのを、これはどこの中学校でも実施しているかと思いますが、こちらについては、地域のお店を経営している方、また、会社を経営している方、こういった方々の経営に対するこだわりや、あるいは商品等についてのこだわりをお伺いしてくる、そのような学習を行っております。そういったことを通しまして、子供たちは、上三川町のすばらしさというのを認識して帰ってくるというケースが非常に多かったのではないかなというふうに感じているところです。

十分な時数かどうかとは少しずれているかもしれませんが、効果は上げているものと考えているところです。

以上で終わりにいたします。

○議長【稲川 洋君】 隅内和男君。

○1番【隅内和男君】 ありがとうございます。

総合的な学習の時間については、これは年間に70時間という今お話をいただきましたが、学年によって正直、その使われ方というのは大きく変わってくる。私も学校関係にいましたので、その実態については多少は理解しております。例えば、中学3年生の総合の学習では、修学旅行関連のために多くの時数を割くなんていうこともありますし、ただ、修学旅行だとか、様々な今、職場体験のお話も出ましたが、そういった活動こそがやっぱり地域を知ることなんだろうというふうに思います。

先ほど地方の魅力という話が出ましたが、魅力というのは既に存在する魅力と、そして、新たにこれから創造する魅力という視点もやはり必要なのではないかなというふうに思うわけですね。魅力

ある地域づくりということになったときに、学びの視点として、あるいは体制として、ただ知るだけに終わらないもの、つまりは自分に何ができるかという、例えばこの町の魅力を上げるのに、自分は一体何ができるかなということですね。現状と、あと、未来とも含めてです。つまり、当事者意識というやつだと思います。これをいかに培っていくか。魅力づくりの中で、子供一人一人が様々なことを調べ学び、そして、それを自分のこととして受け止めて、自分に何ができるかを考える学習、これは非常に大事な部分だろうと思うので、町として、これは一議員の思いを全部受け入れろと言うつもりは毛頭ありません。町は町の、あるいは教育委員会なりの事情がおりなことはよく分かりますが、ぜひそういった観点を教育の中に入れていただけたら大変ありがたいというふうに思っております。

結局、次の質問というか、上三川町についての学習をゲームソフトの開発というような話に、そして、今現状では考えていらっしゃらないということだったと思いますが、私もこういった分野にはあまり詳しくないほうなんですけれども、今は生成A I だとかC h a t G P T とか、そういったもの。こういったものに、変な話、我々が支配されかねない、そういう時代が来ているというふうに感じているわけです。

ちょっと最近の出来事で笑ってしまったのは、議会のですよ、私が今している一般質問の原稿作りというか、中身を検討する研修で、生成A I やC h a t G P T を使った研修がありますよというチラシが私の議員のところの、そこに入っているわけですよ。え、何、議員の質問を生成A I とかC h a t G P T で作る研修があるのか。そういう時代に生きていくんだ、我々は、これから。今の子供たちも全てそうだと思いますが、そして、2045年には、シンギュラリティーとか何とかという、つまりは何とか特異点。つまり技術が人間の能力を超えてしまう、A I が人間の能力を全て超えてしまう、その転換点がシンギュラリティーとかいって、2045年にそれが来るだろうという予想。そういう時代にまさしく生きていく。つまり今、学齢にある子供たちは、2045年と言ったら、ちょうど働き盛りの頃だと思うんですよね。そこに生きていく、そういう時代に生きていく子供に今何を教えたらいいんだと。

これについて言うならば、技術の革新の中で、むしろ人間が要らなくなるような、そういう進歩を遂げていると、今は。人間がどんどん要らなくなっていくんじゃないか、これは。だけど、そういう時代に、人間が持つべき能力態度、それがやっぱり教育の中で確認されていかななくてはいけないんじゃないかと。それこそがやっぱり、教育の果たすべき役割だなというふうに思うわけです。そういうときに、この総合の時間というのは、つまりは、自分で課題を見つけて調査研究、探求する学習ですから、ぜひその総合の時間の中で、あるいは他の時間の中も活用しながら、そういう時代に生きる子供たちの育成をお願いしたいと思います。

それでは、二つ目の質問に移りたいと思います。

空き家や耕作放棄地、民家の屋敷林の樹木等への対応についてですが、町内各所の樹木等で、改善の必要性がある場所を把握されているか伺いたいということ。

二つ目。問題箇所について対処する場合、地権者等の基本情報が把握されているかどうか、これを伺いたいと思います。

三つ目。問題の状況によっては、法律や担当部署等、連携が不可欠となると思うが、その体制はできているか伺いたいと思います。

四つ目。農地法等、対応に必要な法令があると思いますが、それらを横断的に対処するための、これ、あくまでも例ですけれども、条例制定の必要性などについて、これを伺いたいというふうに思います。

御答弁をお願いします。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問の1点目についてお答えいたします。

林地等に越境している樹木につきましては、隣接地権者等の情報を基に、職員が現地を確認し、改善が必要と判断した場合には、改善の依頼をしているところでございます。

次に、2点目についてお答えいたします。

地権者等の情報については、改善が必要と判断した場合に、改善の依頼をするに当たり、登記簿等の情報から地権者等の情報を把握しているところでございます。

次に、3点目についてお答えいたします。

各部署間の連携につきましては、現場の確認や聞き取り調査等をした上で、関係する部署間で連携しながら対応しており、状況によっては県や隣接市町と連携して対応している場合もございます。

また、法的な課題が生じた場合は、町の顧問弁護士に相談等を行っており、関係各所と連携できる体制は整っているものと考えております。

次に、4点目についてお答えいたします。

土地の適切な管理につきましては、個々の状況により関連する法令と上三川町環境美化条例で対応しておりますので、現時点で改めて条例を制定する考えはございません。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川 洋君】 隅内和男君。

○1番【隅内和男君】 関連する質問をさせていただきます。

この質問をするに至った理由としてですね、私、実は、上蒲生北部に住んでいるわけなんです、そこにはその地内を武名瀬川という一級河川と、赤沢川という、これは一級河川ではないですが、その2本の川が流れております。5月の11日の日曜日だったか、そのときにですね、実は、赤沢川の脇に立っていた直径60センチ、かなりの大木ですが、それが倒壊する、要するに倒木状態になるということがあったわけです。その木は、川をまたいで、自分が生えているところの川の外側のところのガードレールをですね、上から押し潰すような形で倒れました。近隣の方々がみんな道具を持ってきて、木を、道路を塞いでいる部分を切ってくれたりして、あるいは、町のほうにも連絡をさせていただいて、こういう状態ですからということで、そしたら、すぐに町のほうでも対応してくれて、一緒にその木を除去というか、部分的にですけれども、ただ、10日間ほどは、川の上のものは倒れたままの状態だった。

なぜ倒れたままになったかというところでですね、その赤沢川という川は一級河川ではありませんので、いわゆる管轄というか、所管が県や国ではないわけですね。つまり、赤沢川は町が処理すべきものなんです、実は、その河川がいろいろな改修というか、流れが移動したり変わったりするような、そういう行為というか、護岸工事のようなもの、それをされていて、要するに、その木が町が管轄すべきところに立っていたのか、誰か個人的な所有者のところに立っていたものなのかが明確でなかったんですよ。

ね。だから、勝手に処理することができない。要するに、倒れて道を塞いでいる部分は迅速に処理しなくてはいけないので、そこは切った。けども、川の上ですから、特に交通に支障があるわけではないので、川の上の部分はそのままになっていたと。あれっと思っただけですね。要するに、誰の持ち物かということでやっぱり対応が変わってくる。そして、その対応に時間がかかったりすると。

それに、例えば、先ほどもちょっと出ましたけども、担当すべきところが違う。そして、例えば、道路や河川だったら都市建設課ですか。そして、住居だったら地域生活課。その木が立っていたのが空き家だったら、これは建築課の所管になるんでしょうか。そういうふうに状況によって変わるんだということですね。

それに、先ほどちょっと処理の問題を言いましたが、最終的に10日後ぐらいに、私ね、町の対応としては非常にすばらしいと思ったんですよ。分からないけれども、分からないなりにしっかりと迅速にやってくれた。1週間、10日ぐらい後に切ってくれたわけですが、全部処理してくれたわけですが、その業者が……。

○議長【稲川 洋君】 隅内議員に申し上げます。質問に戻ってください。

○1番【隅内和男君】 はい。結局、命に関わるような、例えばその倒木が、人が通っているときにはなったら命に関わるようなことなんですから、誰が担当だというようなことで処理が遅れるというのは、これはちょっとという思いがあったわけですね。

ですから、じゃあ、質問にします。質問します。議長、申し訳ございません。質問に入りますが、いわゆる横断的なことが必要じゃないですかというのは、そういう趣旨だということで御理解いただいて、もう一度、条例等をつくるということに関しての答弁をお願いしたいということなんです。

○議長【稲川 洋君】 副町長。

○副町長【和田裕二君】 ただ今の再質問にお答えいたします。

御案内のとおり、河川敷であれば都市建設課で、空き地であればですね、建築課が主体となってというような形で、それぞれの所管するところがですね、分かれているわけではございますけども、それを担当する法令もまた変わってきますので。ただ、要するに、誰が担当するかでですね、遅れることがあってはまずいと。そこがやっぱり肝だと思いますので、先ほど町長からも答弁しましたとおりですね、そういった問題が発生した場合は、関係する課が連携してですね、いち早く速やかに対応できるように、そういった体制を取っていききたいと、現在もそのような形で対応しているということで御理解いただければと思います。ですから、改めて条例ということになりますと、その条例を所管するのはどこかというまたおかしな問題にもなってきますので、それよりも既存の法令なり条例をですね、しっかりとうまく適用して行って、関係課で連携して行って、うまく対応していくということで対応していければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長【稲川 洋君】 隅内和男君。

○1番【隅内和男君】 分かりました。

この倒木に関しては、実は、気づいていた人がいたんですね、倒れそうだということを。毎日、そこを散歩している人なんですよ。だから、その人は散歩中に倒れていたら、多分、命を落としていたかも

しれないという人ですが、「先生、あそこは、私が毎日通るんだけど、ばらばらと結構太い枝が落ちていたんだよね」と言うわけですね。つまり、「あれ、近いうちに倒れるんじゃないかなということを感じていた」と言うんですよ。それを思ったときに、こういう緑、樹木、そういうものに関しては、ここに連絡すれば、すぐ対応してもらえるよというところがあるといいんじゃないかというのをちょっと思ったわけです。ですから、先ほどの目安箱じゃないですけど、いわゆる樹木や、そういったものに関する問題点を、通報というと何かあれですけど、情報提供のような窓口的なものがあれば、実際、通っている人は、これはどの課の管轄かなんて分からないですから、そういう通報制度みたいなものをつくるというお考えはありませんでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 副町長。

○副町長【和田裕二君】 通報制度というようなお話かと思いますが、現時点ではですね、それぞれの問題があった場合は、いわゆる住環境に関するものであればですね、地域生活課が一つの窓口になるかなと思います。ただ、場所的に明らかに、例えば河川敷とか、そういう話になりますと、都市建設課ということになりますけども、いずれにしましても、御指摘をいただければですね、それに対しての対応が、町として何らかの対応が可能なかどうかという検討にはのるわけなので、まず、目安箱も一つの方法かと思いますが、急を要する場合はですね、そういうところではなくて、直接、地域生活課なり窓口のほうにですね、通報をしていただければと。

ただ、例えばの話、民地と民地の間の問題とかですね、そういうことになると、どこまで行政として対応できるかというようなところがですね、なかなか難しいところは出てくるかと思っています。こういったお話がありますよというような形で中を取らせていただいたりというようなことは、場合によっては可能かと思いますが、それは状況に応じてですね、町としてどういった対応が可能なのかですね、検討させていただければと思います。

以上でございます。

○議長【稲川 洋君】 隅内和男君。

○1番【隅内和男君】 今、民地と民地の間などについては対応が難しいというようなお話がありましたが、実は、民地の大きな樹木というのは、これは先祖の願いであったり、思いであったり、そういうものがその木に込められているというような場合もあるわけですね。それに、例えば、ある意味のステータス的なところもあったと思うんですよ。あれだけ大きな屋敷に、あれだけ大きな樹木がある。あの家は立派な家だというようなことを示す、そういうものであった時代があるわけですね。ところが、現在は、時代の流れ、あるいは状況の変化によって、ステータスであったものが負担というか、そういうものになってしまっているという可能性があるわけですね。

例えば、物すごく我々から見たら、大きな木があって立派な家だなと思って見ているのが、その家の人にとっては、「先生、これ、切るのに何百万もかかるんだよ。いろんな問題が起きてるんだよ」って。その話を聞くと、これ、先祖が残してくれた思いがマイナスに作用しちゃっている部分なんだというふうに思うわけですね。そのときに、例えば、緑を処理したいとか、あるいは樹木を何とかしたいというときに、何らかの決まりみたいなものがあればいいんじゃないかなという。経費の負担や、そういった問題をクリアできるような、何か決まりみたいなものがあつたらいいなと思うんですが、いかがで

しょうか。

○議長【稲川 洋君】 副町長。

○副町長【和田裕二君】 おっしゃられるとおりですね、いわゆる民地での大木、ある意味、シンボリックな大木なんかも隣接地にあるような場合もあるかと思います。そういった場合は、特にある意味、所有者の方からすると財産なわけなので、要するに、財産権の侵害にも当たりかねない、切るとですね。何年か前、3年ほど前ですかね、民法が改正されて、隣地に伸びてきた枝の処分、伐採についての、昔であれば、本人、所有者のほうに言って駄目だった場合は債務名義か何かを取ってからでないと切れなかったのが、そこまでの厳しい縛りではなくて、ある程度、相手に同意を得られれば、所有者に同意を得られれば切れるようになったというような民法の改正もございました。

ですから、なかなかその場合もですね、費用負担をどうするかというのは、ちょっとはっきりしたところはないようで、両者の話し合いの中で何か決められれば決めるようにするとか、そのような形で運用はされているようではございますので、そこを一律に、こちらが何割とかというような決めはなかなか難しいかなと思いますので、そういった実際の法令の運用の中でですね、それぞれが決めていくことになるのかなと、決まっていくことになるのかなというふうには考えております。

以上でございます。

○議長【稲川 洋君】 隅内和男君。

○1番【隅内和男君】 ありがとうございます。

例えばですね、ステータスというか財産というか、そういうものであったものが、今は状況が変わったことによって、むしろ負担になっているかもしれないというようなケースもあるということを話をしてきましたが、まちづくりというものを考えたときに、この地面から見ているんじゃなくて上から見たときにですよ、あの大きな木というのは景観として、この町のシンボルでもあるというような場合もあるわけですよね。例えば、普門寺の大イチョウなんかもそういうふうに当たると思いますが、いわゆる景観というものを考えたときに、まちづくりの予算の中とか、そういうものの中に、ここにこういう緑があって、こういう今状況だと。ここにはこういう問題があるぞということを踏まえて、まちづくり全体の予算として何かそういうものをつくっていく、景観をつくるための予算というようなものを考えていくということは不可能ですかという質問です。

○議長【稲川 洋君】 副町長。

○副町長【和田裕二君】 大変難しい御質問だと思います。いわゆる銘木と言われるようなですね、古来から町の財産として、有形文化財としてですね、指定されているような、いわゆる銘木と言われるものはあるかと思いますが、ただ、それ以外の樹木、森林も含めてですね、どういったものに価値を町として見いだすのかというのは非常に難しいのかなとは思っておりますけれども、ちょっと研究をさせていただきたいと思います。

○議長【稲川 洋君】 隅内和男君。

○1番【隅内和男君】 地域の状況というのはですね、刻々変化するわけですが、一番樹木というのは成長するので、本当に刻々変わっていくというのが現状だと思うんですよ。ですから、その対応のためには、ある程度余裕を持ったと言ったら変ですけど、幅広い物の見方や考え方が必要になってくるので

はないかなというふうに考えます。

例えばですね、先ほど私、耕作放棄地という言葉を使ってしまったのですが、これは今あんまり使わない言葉なんですか。遊休地という言い方なんですか。これはあれなんです、耕作放棄地などについては、先ほど町長さんの答弁の中に、県は0.6%だと、上三川町は0.3%だという御答弁があったかと思いますが、いわゆる耕作放棄地だというふうに指定するというか、認定するというか、そういうふうにしてしまう根拠となるもの、こういうふうになったら耕作放棄地ですよという、そういうのっていうのがあるんですか。

○議長【稲川 洋君】 農政課長兼農業委員会事務局長。

○農政課長兼農業委員会事務局長【松本勝彦君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

耕作放棄地というか、実際には農業委員会のほうで年1回、農地パトロールというものを実施してございまして、農業委員会のほうでは荒廃農地という言い方をしてございます。こちらはですね、いわゆる重機とか何かそういった手を施さなければ農地に復元できない、こういった農地を荒廃農地という定義づけをしてございます。ですから、雑草が生えていてもですね、トラクター等で二、三回うなれば農地に復元できるようなところは、荒廃農地というのではなくて、先ほど言ったとおり、重機等が必要な場合を荒廃農地という形で定義してございます。すみません。先ほど遊休農地の割合、議員のほうで県平均0.6ということでしたが、県平均は1.6%でございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 隅内和男君。

○1番【隅内和男君】 実は、私の近所にも、これはもともと畑だったはずだけど、今こんななっちゃっているけど、これは耕作放棄地になるのかならないのか、そういうのをちょっとだけ感じている部分というのはあるんですよ。つまりは、言葉を悪く言えば、認定しなければ、これは耕作放棄地だってみなさなければ、そのパーセンテージは下がっていくわけですよ。ですから、先ほどの説明で、重機などが必要だという、そういうお話がありましたが、そういった状況のところ、結構、私の周りにもあって、先ほど樹木がですね、敷地というか、農地だったところから生えているものなのか、道のり面というか、そういうところから生えているものなのか判別できないような樹木が、道路にはみ出ているなんていうのもあるんですね。これも、ですから、現地をしっかりと見ていただいて判断していただく以外にないんだと思いますが、ぜひ、町内の緑についての町としての対応を迅速に、しかも、明確な形でできるような仕組みをつくっていただけると大変ありがたいなというふうに思っております。

それでは、三つ目の質問に入ります。

新たな産業団地（石田・磯岡地区）について質問をさせていただきます。

事業の概要と状況についてお伺いしたいということ。

それと、事業主体は栃木県土地開発公社だと思いますが、町として事業を進めるに当たって、条件や縛りがあるかについてお伺いしたい。

三つ目。栃木県では、この事業戦略において「女性から選ばれる新たな産業の振興・創出」として取り組むとされているが、町としてですね、女性の雇用創出等についての考えや方針があればお伺いしたい。これは、新たな産業団地の計画の中でどのように考えているかに絞っていただいて結構だと思います。

す。

よろしくお願いします。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問の1点目についてお答えいたします。

本町では、第7次総合計画後期基本計画における重点事業として、活力のあるまちづくりのための産業・交流拠点形成を位置づけており、事業の具体化に向け、「上三川町産業振興土地利用構想」を令和5年10月に策定し、その中で工業系土地利用の適地として、石田・磯岡地区を選定いたしました。

それを踏まえ、令和6年3月に、新産業団地整備に向けた基本計画を策定し、同年5月には県に対し整備事業の実施要望を行っております。その後、県における1年間の実施可能性調査を経て、本年5月8日に事業実施主体を栃木県土地開発公社、開発面積を約35.8ヘクタールとする事業実施が県において決定されました。

次に、2点目についてお答えいたします。

今回の新産業団地整備事業における誘致企業の選定につきましては、事業主体であります栃木県土地開発公社が中心に行うこととなり、町が直接的に企業誘致等の事業を進めることはないため、事業主体からの条件等といったものはございません。

なお、新産業団地に立地する企業に対しましては、団地の区域に地区計画を設定し、建築できる建物の用途等について制限をかけることを検討しております。

次に、3点目についてお答えいたします。

令和6年3月に県が策定した「女性に魅力ある雇用・産業創出等に向けた事業戦略」では、若年層の女性の転出超過が県内での婚姻率や出生率に影響を与えているとの考察から、この対策を進めることを戦略策定の意義の一つとしております。

本町におきましても同様の対策は必要なものと考えており、このたびの新産業団地整備事業の中でも、この対策に資する施策が採用されるよう、栃木県土地開発公社と連携してまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川 洋君】 隅内和男君。

○1番【隅内和男君】 御答弁ありがとうございます。

今、御答弁をお聞きすると、いわゆる企業の誘致活動については、栃木県、いわゆる土地開発公社のほうが中心になるというお話なので、町の希望の入り込む余地についてはちょっと分からないんですが、町の希望を受け入れてくださるというあれはあるのかどうか、それについてお尋ねしたいと思います。

○議長【稲川 洋君】 商工課長。

○商工課長【保坂武志君】 ただ今の御質問についてお答えさせていただきます。

先ほど町長のほうからもございましたように、原則的に、企業誘致の決定に関しましては事業主体という形になりますが、その決定段階に踏まえましては、当然、町などの意向も御確認いただく中で決定されていくものと認識しております。

以上となります。

○議長【稲川 洋君】 隅内和男君。

○1番【隅内和男君】 実は、これは、先ほど1番目の質問の中で、町のことを知るとか、町の魅力ということ、つまりは、ここで生まれ育った子供たちが一生懸命勉強をして都会の大学に行って、そして就職するに当たって、魅力ある企業、そして、女性から選ばれるような、そういう魅力ある企業、そういうものを目指していますよという、そういう取組みについて知らせることも、これからまちづくりを進めるに当たって、少子化やそういったものを防ぐに当たって、非常に重要なものなんではないかなということをおもうわけです。

ちなみにですね、この女性から選ばれる新たなということ。それについては厚生労働省の所管の中で、女性雇用についての認定制度というのがあって、企業に対してランクをつけるというんですかね、例えば、採用時の競争倍率が男女同等だとかですね、あるいは、平均勤続年数で男女間で差がないとか、あるいは、女性管理職の比率が平均以上だというような、そういう認定をする中で、いわゆる女性が活躍できるような、女性に魅力的な、女性に対してアピール力のある、そういう会社を認定する制度というのがあるらしいです。

それと、もう一つ、これは経済産業省のほうでやっている「なでしこ銘柄」という名前なんですが、これは23社あって、どんなのがその中に入るかというと、味の素だとか、出光興産とか、リクシルとか、そういった企業が全部並んでいるわけなんですけれども、その次に、「Nextなでしこ共働き・共育で支援企業」として、やはり16社ほどを挙げられているんですね。それに、例えばサッポロとか、日本ガイシとか、第一三共などが……。

○議長【稲川 洋君】 隅内議員に申し上げますが、あと2分を切りましたので、質問を精査して、無駄のないような質問をお願いします。

○1番【隅内和男君】 分かりました。つまりは、要するに、日本中に名の知れているような、そういう企業が上三川町の産業団地に来るとなったら、それは大いに魅力だし、女性に対してもそういう配慮がされている企業ですよってなったら町にとっていいわけですから、そういう企業をぜひ誘致する動きというのを見せていただけないかと思うんですが、いかがですか。

○議長【稲川 洋君】 商工課長。

○商工課長【保坂武志君】 ただ今の御質問にお答えさせていただきます。

今、議員さんのほうからいただきました優良企業の誘致というお話でございますが、当然、今回の産業団地に関しまして町の意向としましては、より優良な企業の方に入っていただきたいというところがございますので、可能な限り土地開発公社さんとは連携をしながら、より優良企業のほうに、あちらのほうで操業していただきたいという動きは進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 隅内和男君。

○1番【隅内和男君】 今、優良企業というお言葉がありましたが、優良企業というふうに認めるかどうかという部分についてはなかなか難しいので、例えば、ここで県が、女性から選ばれるという話が出ていますから、女性が選ぶ企業として経済産業省が認定している、そこをターゲットにしていこうと言ったら変ですけど、そういうふうな動きというか、それに近いような企業を誘致するための

動きを町として示すことというのは不可能なんではないかということ。これをお尋ねしたいと思います。

○議長【稲川 洋君】 商工課長。

○商工課長【保坂武志君】 ただ今の御質問にお答えさせていただきます。

現段階です、例えば県のほうでつくった事業戦略で見ますと、たしか情報通信業などが代表的な例というような形で掲示されていたかと思いますが、あまり現段階で業態を絞ってしまったりですとか、企業をどこという形で絞ってしまうということは、入っていただく、操業いただく企業様の段階です、非常になかなか難しいところはあろうかなと思います。

例えばですけれども、考え得る先ほどのお話の中の女性の方に選んでいただきたい企業というような形であれば、この先、分譲企業については公募をかけます。企業選定という段階に入ってくると思います。その選定基準などについては、当然、町のほうの意向なども、ある程度お話を聞いていただけるものと認識しておりますので、その中に、例えばですけれども、女性の雇用率ですとか、女性管理職の登用率、こういったものを審査基準の中に入れていただくということは、場合によっては可能なかなと思います。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 隅内和男君。

○1番【隅内和男君】 うなるような質問になっていたかどうかは非常に疑問なんです、私としては本当にこの町の未来が、少しでもみんなで力を合わせて明るい方向に持っていくというような気概、気持ちがあふれるような、そういう状況ができることを一番願っておりますので、ぜひそういった取り組みをお願いして、私の質問、14秒、今残っていますが、終わりにしたいと思います。

○議長【稲川 洋君】 質問途中ですが、ここで昼食のため休憩いたします。なお、再開は午後1時、予定しております。

午前11時41分 休憩

午後1時00分 再開

○議長【稲川 洋君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【稲川 洋君】 1番・隅内和男君の質問が終わりましたので、順序に従い、5番・上村康幸君の発言を許します。5番、上村康幸君。

(5番 上村康幸君 登壇)

○5番【上村康幸君】 では、通告順序に従いまして、私からの質問をさせていただきます。

町民の利便性の向上や災害時の情報伝達手段として、公共施設のWi-Fi環境の整備が進められておりますが、本町での取り組みについて伺います。

1点目、庁舎大規模改修工事に合わせて、役場庁舎にWi-Fi環境を整備する考えは。

2点目、指定避難所にWi-Fi環境を整備する考えは。

3点目、消防団詰所にWi-Fi環境を整備する考えは。

4点目、図書館にW i - F i 環境を整備する考えは。

5点目、コミュニティセンターにW i - F i 環境を整備する考えは。

6点目、まちなかウォークアブル事業においてW i - F i 環境整備の考えは。

以上、答弁をお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問の本町の公共施設等における公衆無線LAN、いわゆる「フリーW i - F i」の整備につきましては、関連がございますので、一括してお答えいたします。

1点目の御質問にあります役場庁舎につきましては、1階の待合スペースに、来庁者の利便性向上を目的として、庁舎大規模改修工事と併せて公衆無線LANの整備を予定しております。

2点目の御質問にあります指定避難所につきましては、各小学校に教員及び児童用に整備された公衆無線LANがありますので、小学校体育館を避難所として開設した際には、避難された方も公衆無線LANを使用できる環境を早急に整えてまいります。

なお、御質問の3点目から6点目を含めた、その他の公共施設等への公衆無線LANの整備につきましては、現在のところ予定はございませんが、町内外の方が多く訪れる施設を中心に、利便性の向上や学習環境の整備など、それぞれの施設等における公衆無線LANの必要性について、関係者とともに検討してまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川 洋君】 上村康幸君。

○5番【上村康幸君】 答弁ありがとうございました。

役場庁舎改修に合わせて、1階にはW i - F i 環境の整備がされるということで、これから暑い夏が来ますので、役場やこうした公共施設、クーリングシェルターとしても役目がありますので、そういう面で非常に来庁者の利便が上がるんじゃないかと思います。

また、小学校の体育館のほうも、教員用のW i - F i はもう整備されていますので、エアコンの整備に併せて早急に、いつ災害が起きてもいいように整備をされるということで、ありがたく思っております。

それで、今、ORIGAMIプラザでW i - F i 環境は整備されて運用されておりますけれど、これの利用状況や、何か問題点は発生していますでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【深谷 昇君】 ただ今の御質問にお答えします。

利用状況につきましては、具体的に件数とかを数えておりませんので、具体的なですね、数値等はお答えすることはできません。

問題点としましては、当初、開館するに当たりまして、例えば、長時間滞留する人とかですね、そういう方がいるのではないかと、あとは、長時間ですね、小中学生がゲームとかで滞留するんじゃないかという、そういう心配点がございましたが、現状から見ると、皆様は節度を守って利用しているということで、特にですね、問題になるような状況はない形でございます。

以上になります。

○議長【稲川 洋君】 上村康幸君。

○5番【上村康幸君】 利用のあれを見ていると、成人の方、学生の方、結構、パソコンを持ってきてORIGAMIプラザで使っているんですけど、これから、今、町長の答弁ですと、図書館等はまだ整備の予定はないと言うんですが、学習支援としては、ぜひ図書館に整備はしていけないものなのか。栃木の県立図書館ですとか、宇都宮の市立図書館ですとか、あるいは、下野市の図書館も全てWi-Fiは整備されて、学習環境の整備がされているんですけど、そういう面ではどうでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【深谷 昇君】 ただ今の御質問にお答えします。

確かに上村議員がおっしゃるとおり、以前は図書館のWi-Fi整備についてはですね、図書館は本で調べる場所だという建前ですね、あまり整備が進んでいなかったという状況がございますが、最近パソコンとかスマートフォンとか、やっぱり調べる道具として有効だということで、調べる学習としてそういう環境整備としてやっていくほうがいいというような形になりまして、県内でも、恐らく50%以上ですね、図書館は整備している状況であるかと認識しております。

本町につきましては、先ほど町長の答弁がございましたとおり、現在のところ予定はございませんが、図書館につきましては昭和58年に開館ということで老朽化が進んでおりますので、いずれ大規模改修等を行なわなければならない時期に差ししかかっているところもございますので、今後ですね、そういう計画の中で検討していければと考えている次第でございます。

以上になります。

○議長【稲川 洋君】 上村康幸君。

○5番【上村康幸君】 図書館については分かりました。

ちょっと前後しますけれど、消防団詰所なんですけれど、地域の防災の拠点なんですけど、非常に何か災害が発生したときのお天気ですとか、情報を収集するという点に関しては、Wi-Fi環境は必要ではないかと思えますし、また、これからの地域の消防団としては、消防団として何か情報を発信していただければと思うんですが、そういう面で消防団詰所のWi-Fi環境というのは考えられないでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

消防団員の詰所でございますが、こちらは通常、災害などが起こったときに出動をする部と、あるいはちょっと待機の部と、そういったものがあつた場合に待機していただく。あるいは、詰所という名前になっていますが、実際には消防車両、あるいはその他のいろいろな機材ですね、様々な消防、水防関連の機材などがしまつてある倉庫的な役割を示しているところでございます。通常、その場所にですね、団員が多く詰めかけているというのは、年間を通してほとんどないというのが実態でございます。災害時にそういう情報提供、そういうものについては、消防団員は現場のほうで活躍していただく、情報提供するのは町のほうの役割、そのように考えてございますので、消防団員詰所にそういった整備をする予定はございません。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 上村康幸君。

○5番【上村康幸君】 今の答弁で大体のことは分かりました。

それで、あと、コミュニティセンターなんですが、コミュニティセンター、なかなか利用率が上がらないと思うんですね。やはりこうやってW i - F i が整備されることによって、いろいろなことができるんじゃないかと思います。福祉でいろいろと、いきいきサロンですとか、やっていますが、そういうところにW i - F i があれば、健康体操とか、そういうのをネットを介して見ることもできますし、放課後子ども教室をコミュニティセンターでやっているところが多いと思うんですけど、W i - F i につながって、ネットを通していろいろなプログラムを提供することもできるんじゃないかと思いますが、そういう面での考えはありませんでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 地域生活課長。

○地域生活課長【沢邊 孝君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

確かに、コミュニティセンターにつきましては、利用率のということでお話が今ございましたが、コミュニティセンターそのものの自体が、その地域にお住まいの方が基本的に使うということもあるかと思われまます。またですね、いろいろな事業でも使っているというところもございますし、使い方によっては汎用性が考えられる部分もあるかと思ひます。

ただ、利用する方、利用日時というのはかなり限定的な部分もございますので、現在のところコミセンのほうに、W i - F i のほうを整備する考えはございません。

以上でございます。

○議長【稲川 洋君】 上村康幸君。

○5番【上村康幸君】 利用があまり見込めないから整備する、しないというような考え方ですけど、かえって整備されることによって、いろいろな使い方ができて利用が増すんじゃないかと思うんですね。それと、あと、コミュニティセンターの管理なんですけれど、火災警報器がコミュニティセンターには設置されているんですけど、それはあくまでも、もし利用中に火災が発生したときに退避をするようなもので、ほかのところは全然、火災が発生したという警報ではないんですね。だから、これがもしそういうW i - F i 環境でネットで何かそういうシステムがつくれれば、管理を運営している、委託しているコミュニティ推進協議会の役員の方に何か異常があるとか、あるいは、役場でパトランプが光るとか、そういうような何かね、非常時の連絡手段という面でも、非常に管理でも役に立つんじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 地域生活課長。

○地域生活課長【沢邊 孝君】 ただ今の質問についてお答えいたします。

確かに、ネット環境を使うことによっていろいろな連絡手段が取られるということも考えられるかと思いますが、それはW i - F i を整備したからできるということではない部分も考えられるかと思ひます。そういった意味も含めまして、整備のほうは、現在のところ考えてございません。

以上でございます。

○議長【稲川 洋君】 上村康幸君。

○5番【上村康幸君】 では、まちなかウォークアブルなんですけれど、やはりいろいろな方が見えるところで、情報提供手段として、例えば観光地の日光市ですと、こういうようなものでW i - F i 環境を整備していますが、本町でも商工会と連携をして何かコンテンツをつくってもらっているいろいろなものを提供するとか、そういうことは考えられないでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 都市建設課長。

○都市建設課長【鈴木伸司君】 まちなかウォークアブル事業につきましては、W i - F i 整備自体が整備項目として認められておりませんので、ウォークアブル事業としては整備する予定はございません。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 上村康幸君。

○5番【上村康幸君】 なかなか町のW i - F i 環境の整備、進んでいかないかと思いますが、多くの自治体では実際に運用がしておりますので、ぜひ今後とも検討して、町民の利便性の向上に努めていただければと思います。

では、次に、2点目の質問に移らさせていただきます。

今、不妊治療を受けている夫婦は5.5組に1組、また、不妊治療により生まれた子供は14.3人に1人と、不妊治療・不育症の治療というのはごく普通のことになってきています。そういう中において、本町の不妊症・不育症の治療費の助成について質問をいたします。

1点目、2022年4月から不妊症治療、保険適用になりましたけれど、それ以降、助成内容はどう変わったのか。

2点目、不妊治療費助成を事実婚も対象とする考えはあるのか。

3点目、不育症治療費の助成をする考えはあるのか。

4点目、流産・死産を経験された方へのグリーフケアの取組みはどうされているのか。

以上を質問いたします。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問の1点目についてお答えいたします。

不妊治療費につきましては、令和4年度、2022年度からの保険適用により、生殖補助医療に係る治療費の自己負担が3割に、更に高額になった場合には高額療養費適用となり、自己負担の軽減が図られております。

本町におきましては、令和6年度より更なる少子化対策として、保険適用を受けた自己負担分の2分の1を助成することにより、不妊治療の経済的負担の軽減を図っております。

次に、2点目についてお答えいたします。

現在、本町では、法律上の婚姻関係にあり、助成を申請する日の1年以上前から引き続き本町にお住まいになっておられる御夫婦を対象に、不妊治療費の助成を行っております。事実婚での不妊治療についても保険適用が認められていることから、他市町の動向も注視しながら、助成について検討してまいります。

次に、3点目についてお答えいたします。

不育症とは、妊娠したものの、流産、死産を2回以上繰り返す状態でございます。不育症については、原因が明らかでないものも多いとされておりますが、有効性及び安全性が確立している検査・治療については、保険適用の対象となっております。

また、町では、妊娠届出をした月の初日から出産の翌月までの保険診療した医療費の自己負担分について助成することにより、経済的な負担軽減を図っており、その中で不育症治療費が一部助成対象となる場合がございます。

今後とも、他市町の状況を把握しながら、調査研究をまいります。

次に、4点目についてお答えいたします。

グリーフケアとは、大切な人を亡くしたときに起こる悲しみや喪失感などの心や体の反応に対して寄り添い、サポートすることでございます。流産・死産を経験された方が悲しみや悲嘆を乗り越え、立ち直り、希望を持って生きられるよう、関係機関が情報を共有し、精神的な負担を軽減するための配慮等を行うことは重要と考えており、本町の対応といたしましては、住民課に死産届があった際に、御本人の同意を得た上で、子ども家庭課に連絡をし、保健師・助産師が傾聴などお気持ちに寄り添う支援を行っております。

また、妊婦健診の受診経過などから流産が分かった方には、こども家庭センターを含めた相談先を御案内する通知をお送りするなどの取組みを行っております。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川 洋君】 上村康幸君。

○5番【上村康幸君】 答弁ありがとうございました。

今年、我が町の不妊治療費の助成額が400万円ですね。人口7万人の下野市は、妊娠サポート事業として、今年度、不妊症、不育症も含めて、治療費助成901万円ですか、助成があつて、同じく人口6万の壬生町、これも不妊症、不育症治療を含めて合わせて600万円ぐらいあつて、本町の助成内容としてはそんなに遜色がないのかなと思います。

また、その内容も自治体によって様々なんですけど、本町は本当に保険の適用分も保険適用外も共に助成をしていただけるということで、野木町なんかですと、保険適用外しか助成しないということですね。ただ、その内容で、保険適用の分と適用外の分で分けて助成額を決めているというところが、下野市や栃木市などあるんですが、例えば下野市ですと、保険の自己負担分の3割は全額町で負担するとか、そういうふうな考え方がありますけれど、本町ではトータル、両方合わせて2分の1ですけど、そういうような検討はされたのでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 上村議員にお尋ねします。

先ほどの質問の途中で、壬生町が人口6万人とおっしゃいましたけど、その数字はどこから出ているんですか。

○5番【上村康幸君】 すみません、訂正をさせていただきます。人口6万人は下野市で、人口約4万人でした。

○議長【稲川 洋君】 4万人もいるんですか。

○5番【上村康幸君】 3万8,000人だと思います、約。

○議長【稲川 洋君】 それでいいんですね。

○5番【上村康幸君】 はい。

○議長【稲川 洋君】 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【浜野知子君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

今、議員のほうがおっしゃいました保険適用に係る自己負担分と、あと、保険適用外の先進医療の部分のものに合わせて分けて考えたかという御意見に関しましては、町としては分けずに、それを合わせた自己負担分と適用外の自己負担分、全体での2分の1という考えでやっております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 上村康幸君。

○5番【上村康幸君】 分かりました。

次の再質問なんですけれども、本町では、今のところ事実婚は対象とならないということなんですけれども、今、事実婚、不妊治療費で認めているというのは、県内25市町のうちに宇都宮市、足利市、大田原市、那須塩原市、さくら市、小山市、栃木市、日光市、下野市、鹿沼市、壬生町、茂木町、高根沢町、市貝町で、10市4町あるんですね。ですので、検討をされるというんですが、これだけ事実婚を認定する市町村が増えているんですし、子供を産み育てたいという方々がいらっしゃるんですから、ぜひ法律婚、事実婚、併せて子供を増やす、少子化対策の中で少しでも子供を増やすということで助成はできないものでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【浜野知子君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

議員がおっしゃいましたように、県内半数近くの市町が事実婚のほうを認めている状況です。町としても、そちらの近隣の市町、県内の状況、また、全国的な動向というのは注視していきたいなとは考えております。

しかし、事実婚によって生まれたお子さんに関しては、やはりまだ法的立場というのが弱い状況にあります。例えば、そのままお子さんが生まれた後、婚姻をせず、そのままいわゆる未入籍というのを続けた場合、もし片方のパートナーの方が亡くなったときには、その方に相続権というのは発生しません。お子さんには相続権は発生しますが、例えば、御主人が亡くなった場合、お母さんのほうに相続権が発生しないということになると、それはお子さんの経済的困窮を意味することになるかなと考えます。

ただ、保険適用になったという事実も、また、近隣で事実婚を認めているという事実も、そちらはありますので、今後も近隣の状況は注視して見ていきたいと思います。

○議長【稲川 洋君】 上村康幸君。

○5番【上村康幸君】 今、国の選択的夫婦別姓が進まない中、また、結婚に対する価値観や意識の変わっている中で事実婚を選択する方も増えてきておりますので、ぜひ、少しでも子供を増やすという意味でも、また、そういう支援の手を広げていただきたいと思います。

あと、それと、不育症のほうも、ほかにいろいろな支援の方法があるということで、特に不育症に限ったものは考えていないということなんですけれども、やはり県内を見ますと、不育症ですと、宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、小山市、那須塩原市、日光市、下野市、那須烏山市、壬生町、茂木町、9市2

町で不育症として治療費の助成が行われているんですね。こういった現況を踏まえて、やはり不育症、治療をすることによって妊娠が継続して出産に至る、少しでも子供が増えるということで考えていただければと思うんですが、どうでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【浜野知子君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

議員がおっしゃられましたように、やはり不育症に関しても、県内で不育症の保険適用外の治療の自己負担分について助成をしている市町が増えていることは認識しています。ただ、今、近隣のほうの市町に確認したところ、下野市においても年間1件ほどの申請があるということなので、不育症に関しましても令和4年から保険適用になったということで、保険適用である程度治療のほうは進められているのかなというふうに認識しております。

しかし、やはり、だんだんと女性の体の問題であるとか、それが不妊や不育のほうの原因になっているということも認識していますので、こちらの不育症に関しましても、近隣の市町の状況や、また、国のほうで不育症の保険適用の範疇を今拡大のほうはその都度しているということなので、そこの国のほうの検討に関しましても、きちんと注視しながら進めていきたいと思います。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 上村康幸君。

○5番【上村康幸君】 分かりました。

では、ちょっと次に、グリーフケア、死別の悲しみを抱える人に寄り添ってサポートする取り組みですが、これをどういう形になっているのか。これは相談、当事者の方から連絡、もしくは、こちらからどうですかというような問いかけをして、電話とか、あるいは来所していただいて相談を受けているんでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【浜野知子君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

先ほど町長の答弁でも申し上げましたとおり、死産届の場合は御本人の確認を得て、そのまま住民課のほうから子ども家庭課のほうに御案内していただいております。御本人が希望する場合は、子ども家庭課の窓口のほうで、保健師もしくは助産師のほうで傾聴するということを行っております。

また、流産となった場合には、妊婦さんのほうは定期的な妊産婦健診というのがあるので、それが請求がなくなった時点で何かしらの事案が発生したんだろうということで、保健師のほうをそのお子さんに、例えば普通、妊娠8カ月のときに、今の妊娠経過はどうですかというふうなお電話をこちらから差し上げるんですが、そのときに、もしその前の段階で流産していることが分かったときには、そこは慎重な対応で、保健師のほう、対応しております。

また、先ほどの妊産婦医療に関して、また、母子手帳に関して、「流産したんだけど、これはどうしたらいいだろう」と、御本人から問合せがあったときには、それを機会と捉えて、保健師のほう、助産師のほうでお話を傾聴しております。

また、今年、令和7年から、妊婦のための支援給付交付金ということで、妊娠のときに5万円、出産のときに5万円、計10万円支給する、妊婦のための支援給付交付金というのがあるんですが、これが

今年度から流産、死産もしくは人工中絶の場合にも、それは出るようになりました。そうすると、流産した方、死産をした方にも、それは5万円をもらう権利があるということなので、これに関して、今年度からはどのような原因であったとしても、保健師のほうから手紙を出してアプローチをして、この給付金に関して案内をしておりますので、そのタイミングを捉えてお話、心のケアとかをしていきたいと思っております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 上村康幸君。

○5番【上村康幸君】 当事者の方から申出があれば、こちらから訪問して相談に乗る、産後ケア事業の一つとしても捉えられるかと思うんですが、その点はどうか。

○議長【稲川 洋君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【浜野知子君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

今、議員のほうがおっしゃっていただきました産後ケアというのが、お子さんを産んだ後のお母さんに対するサービスなんですが、宿泊型、通所型、訪問型ということで、産院のほうに泊まるタイプと産院のほうに通うタイプ、そして、産院のほうからお家のほうに訪問するタイプ、この三つがあります。議員がおっしゃいましたように、お子さんをお産みになられなかった方に関しては、訪問型という産後ケアが使えるところもありまして、また、県内の市町においても、この訪問型の産後ケアというのを、死産、流産した方に関しても使えるようにしている市町もございます。

ただ、上三川町に関しましては、それは外部の委託をした産後ケアではなく、町の保健師、助産師が訪問することによって行いたいと思っております。それに関しましては、もし流産、死産した方が次の妊娠をしたときに、やはりまた流産するのではないかと、また死産するのではないかとという不安に駆られたときに、町の保健師であればすぐさま対応して、グリーフケアの延長上で対応をできているからです。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 上村康幸君。

○5番【上村康幸君】 ちょっと関連して、対象なんですけれど、今、流産、死産、あるいは人工妊娠中絶された方のこうした取組みなんですが、これをもう少し広げて、生後1歳までとか、もう少し助成対象を広げるというような考え方はどうでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【浜野知子君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

生まれた後、亡くられるというお子さんも、残念ながら数名いらっしゃいます。ただ、その亡くなる理由というのがやはり様々で、生まれ持った先天性の病気で亡くなることもあれば、不慮の事故で亡くなることもありますので、その事案によってやはりアプローチの仕方というのは難しいところだと思います。例えば、先天性の病気の場合には、産院から退院する時点で、町の保健師がきちんと担当につき、医療機関からの引継ぎをきちんと受けて、そのお子さんを家に帰ってきてからも見守っておりますので、その間、もし残念ながら亡くられたお子さんがいたときには、そこではもう保健師とお母様の信頼関係というのはできていますので、そこはあくまでグリーフケアという何か特別なケアではなく、

サポートはできていると考えております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 上村康幸君。

○5番【上村康幸君】 大変丁寧な答弁ありがとうございました。

このグリーフケアについて、町のホームページでも取り上げられているんですけど、やはりこうした方々に寄り添うためには、より町民に対して啓発して、理解していくことが必要かと思うんですが、そういうような面で何か考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【浜野知子君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

お子さんを亡くすという体験は、なかなか皆さん、まだなっていない方でも考えたくないことではあると思いますので、それに関して何か流産、死産なりが起こったときには、必ず医療機関のほうで何かしら対応をしていますので、そこは町と医療機関の連携を密に取って、そこは切れ目のない、取り残されることがないように対応で、周知という方法ではなく、個別の対応をきちんと密にやっていきたいと思っています。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 上村康幸君。

○5番【上村康幸君】 ありがとうございます。

今、働く女性が非常にたくさん増えていますので、町民の理解、特に職場に復帰する、あるいは職場を休むというようなことで、事業者さんの理解も非常に重要かと思っています。ですので、町としてもそういう町民への理解、また、町内の企業さん、事業者さんへの理解を深めるような活動をぜひ、取組みをしていただければと思います。

これからも、お母さんの笑顔、子供の笑顔が広がるような町にしていいただければと思います。

以上をもって、私からの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長【稲川 洋君】 質問途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

午後1時35分 休憩

午後1時44分 再開

○議長【稲川 洋君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【稲川 洋君】 5番・上村康幸君の質問が終わりましたので、順序に従い、3番・鶴見典明君の発言を許します。3番、鶴見典明君。

(3番 鶴見典明君 登壇)

○3番【鶴見典明君】 それでは、通告順に基づきまして、私からの質問に入らせていただきます。

直近の明るい話題をですね、紹介しますと、バスケットボールBリーグですね、逆転優勝を勝ち取った宇都宮ブレックスですね、私もちょっと県庁のほうへ行く予定がありましたんで拝見させていただ

きましたけど、物すごい警備体制とすばらしいパレードで、栃木県としてもですね、よいPRができているのかなというふうに感じた次第でございます。

また、一方では、物価高騰が収まらず、特に米の価格の高騰がですね、引き続き続いているというような状況に置かれております。更に輸入関税など、引上げに伴いまして、製造業におかれましては、原材料又は輸出価格等、ダブル関税というふうなことで、製造業におかれましては、特にですね、厳しい状況に置かれているのかなというふうに感じております。

そういった中で、私の一般質問をさせていただきます。要点を絞りまして、3点ほど質問をさせていただきます。

まず、1点目としまして、御当地ナンバープレートの発行について。

町内外に向けて上三川町の魅力を広く周知・発信していくため、御当地ナンバープレートの発行について構想する考えは。

御答弁をお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

御当地ナンバープレートの発行については、地域を象徴するデザインやマークなどを表示することで、地域の魅力発信や知名度向上が期待されるものとして、他自治体で導入が進められていることは承知しております。

しかしながら、本町の御当地ナンバープレートの交付対象となる原動機付自転車の登録台数が減少傾向にあることや、走行する範囲が広くないと考えられることなどから、魅力発信の効果が限定的であり、導入費用に対する効果が見いだせない状況でございます。

以上のことから、御当地ナンバープレートの導入については、現時点では考えておりませんが、引き続き状況を見極めてまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川 洋君】 鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】 御答弁ありがとうございます。

私の調べたところですね、5月8日の下野新聞と5月16日の下野新聞2面に掲載されておりました日光ナンバープレートですね、日光東照宮、それと、陽明門、それから、塩谷町の伝統工芸でありますしめ縄などの絵柄をモチーフとしました新たな御当地ナンバープレートが発行されたというふうな記事は、皆さんも御覧になっていたかと思います。

走る広告塔というふうに言われておりまして、全国に発信するきっかけとなったというふうなことです。広告費をお支払いすることなく、PR又は宣伝することができるというふうなことで、効率のよい新たなナンバープレートの交付に当たりましては、町をPRする意味でも多大なですね、効果があるというふうに見込んでおりますので、よい施策につながるのかなというふうに考えている次第でございます。

あと、新たにお車をお求めになる方においても、集客をする上ですね、そういった手段の一つにつ

ながるのかなというふうに考えている次第です。

また、我が町においても、微力ではありますが、税収等にもつながるというふうに捉えておりますが、その辺のお考えなどがありますでしょうか。お尋ねいたします。

○議長【稲川 洋君】 税務課長。

○税務課長【信夫一行君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

先ほど議員さんからお話のありました件につきましては、いわゆる登録自動車、普通乗用車のお話かと思えます。町のほうで発行する標識、ナンバープレートにつきましては、いわゆる原動機付自転車と、あと、小型特殊自動車のほうが対象となります。そういったこともございますので、走行範囲等ですね、普通自動車と比べると限定的であるといったところは、町長の答弁からも申し上げたところでございますので、導入費用ですね、そういったものも考慮すると、本町においては現時点では、繰り返しになってしまうのですが、考えのほうはないといったところでございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】 ありがとうございます。

私の調べたところですね、那珂川町さんではですね、町制10周年というふうなことで、記念の10周年と書かれたナンバーのプレートを発行したり、なおかつ、その那珂川町ですと、アユであったりマスコットキャラクターのなかちゃん等をイメージしたデザインのものが発行されるというふうなこともございました。

一方では、高根沢町などですと、米どころというふうなことで、米俵の形をかたどったナンバープレートが発行されているというふうなこともありました。なおかつ、キャラクターなども掲載されているものもありました。

それと、芳賀町におかれましては、御存じのとおりLR Tをモチーフとした町の工業団地の管理棟などを載せられたナンバープレート、壬生町においては、おもちゃの町をイメージしたキャラクターの壬生むつみですかね、をイメージしましたマスコットキャラクターのついたナンバープレート、野木町におかれましては、のぎのんが描かれているナンバープレート、茂木町は、やはりキキョウとケヤキ、ウグイスなどが書かれたものというふうなことで、また、宇都宮市におかれましては、ジャズのまちということでジャズだったり、大谷石、二荒山又は宇都宮城址公園というふうなことの描かれたものがありました。

というふうなことで、町のですね、イメージをしたナンバープレートが発行されているというふうなことになっております。

そういった意味でも我が町においては、アピールする材料としては、町制70周年というふうなこともありますので、そういったことで、町をアピールする意味では、道の駅基本構想であったり、あるいは、節目の年というふうなことも踏まえて、そういった考えをですね、持っていただくタイミングというか節目としてはいいのかなというふうに私的には思っているんですけども、その辺を考えていただくような構想はありますでしょうか。お尋ねします。

○議長【稲川 洋君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

70周年というところをお答えいたしますが、町制70周年につきましては今年度ですね、迎えておまして、様々な事業も考えてございます。あるいは、実施してございます。ナンバープレート、これ、今からですね、70周年のロゴマークを入れると、こういったことになると、時間がかかってですね、年度内にぎりぎりできるかもしれないですが、多くの人がつけるとときにはもう71年になってしまうと、あるいは、予算のほうですね、70周年の予算として取ってございませんので、そういったところは考えてございません。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】 ありがとうございます。

間に合わないというふうなこともあります。間に合わないんであれば仕方ないのかなというふうに思いますが、タイミングとしてはですね、よいタイミングなのかなというふうに思いましたので、提案をさせていただきました。

ちなみに、調べたところ、他県でありますけども、神奈川県相模原市ですかね、やはり70周年記念のナンバープレートを発行しているというふうな実績もございます。今後、考えていただける機会があるのであれば、そういったこともですね、考えて、上三川町をよい意味でアピールする機会として取り入れていただければなというふうに思っております。

記念硬貨であったりとか記念切手など、そういう記念のですね、何かを発行するというふうなのは、こういう節目の年でないとできないのかなと思っているところでございますので、ぜひともですね、もしそういった機会があるのであれば、お願いをしたいなというふうに思っています。

ちなみになんですけども、もしナンバープレートを発行する場合において、費用が発生するのかなと思うんですけども、これは私が他市町に確認したところ、国交省の管轄で、そちらの費用を算出しているので、実際には持ち出しというか、町からの持ち出しはありませんでしたというようなことでありました。その辺、町としては、もし導入する場合ですね、どういったお考えなのか、分かったら教えてくださいませんか。

○議長【稲川 洋君】 税務課長。

○税務課長【信夫一行君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

費用についての御質問かと思っておりますので、現行のナンバーを作成している業者のほうからちょっと見積りのほうを取ったのですが、ナンバープレートの形自体ですね、独自のものを作った場合、オリジナル型と仮に言わせていただきますけど、その金型を作成するのにお金のほうが別途かかるのと、あと、デザイン料というところで、合計、税抜きで、大体120万円ぐらいというところで聞いております。

そのほかですね、ナンバープレート自体もカラーで図柄を印刷したりとかございますので、通常、作成する枚数にもよるのですが、現行で使用しているプレートのおよそ2倍以上かかるような形で把握しております。

以上でございます。

○議長【稲川 洋君】 鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】　ありがとうございます。

私のほうで確認しましたところ、隣の壬生町さんとか塩谷町さんに確認したところ、特に費用は特段かかりませんでしたというような御回答だったので、どうなのかなと思ってお聞きしました。2倍以上かかるというふうなことで、金型を起こす費用とかはもちろんね、かかりますんで、かかるのかなと思いますけれども、枚数を限定して、例えば、記念ナンバープレートなので100枚とか、壬生町さんがおっしゃっていたのは、枚数を限定して発注をされているというようなことだったんですね。既に完売というか、交付が完了してなくなってしまうというふうなこともおっしゃっていましたんで、やはり人気ではあったのかなと思う次第なんですけれども、そういった意味でも、費用をかけてでも費用対効果で、その分の広告費用がかからないというふうなことを考えれば、少しはメリットがあるのではないかなと思うところなんですけれども、そこをちょっともう一度お願いできますでしょうか。

○議長【稲川　洋君】　税務課長。

○税務課長【信夫一行君】　いわゆる御当地ナンバープレートに期待されている効果ですが、観光振興ですとか、地域の一体感の醸成とか、議員がおっしゃられたような経済効果といったところが期待されていることかと思えます。ただ、一方ですね、そういった効果というものはですね、非常に数値化するのも難しいかなといったところもあるかと思えます。

先行して導入している市町さんのほうにもちょっと確認させていただいたのですが、ナンバープレートによる効果と言い切れるものというのなかなかやはり難しいといったお話も聞けました。

そういったこともございますので、導入している市町の動向などをですね、注視しながら、情報の収集に努めたいと思っております。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】　ぜひともですね、そういったことでお考えいただければ幸いかなと思っております。お隣の下野市においては、道の駅をキャラクターにしたカンピくんのナンバープレートもありますので、そういった意味でですね、今回の70周年には間に合わないとしても、道の駅の基本構想の中で、例えば、上三川町においても実施するとかというふうなことも視野に入れていただけると幸いかなというふうに思っております。

いずれにしても、我が町を魅力ある町にしていくために、何か発信するというふうなところでは有意義な取組みであるのかなと思っておりますので、ぜひとも検討する機会がありましたら、お願いをしたいところでございます。

それでは、次の2点目の質問にさせていただきます。

子育て支援の充実について。母親の子育て負担の軽減や精神的なストレスを和らげるため、町では父親の育児参加をどのように進めているのか、お尋ねいたします。

○議長【稲川　洋君】　執行部の答弁を求めます。町長。

(町長　星野光利君　登壇)

○町長【星野光利君】　ただ今の御質問についてお答えいたします。

近年、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化など、家庭をめぐる環境が変化し、祖父母や近隣の

人から子育てに関する助言や支援、協力を得ることが難しい状況にある中で、家庭内においては、依然として育児負担が女性に集中しているのが現状でございます。

本町では、主に第1子を妊娠された御夫婦への子育てに関する学習機会として、プレママ・パパ教室を開催しております。また、おおむね生後4カ月までに乳児のいる家庭を訪問する新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問事業では、できるだけお父さんにも同席していただいております。

出産や育児への父親の積極的な関わりにより、母親の精神的な安定をもたらすことが期待される一方、「生活リズムの変化」と「育児と仕事の両立による負担」などによる父親の産後うつも課題となっております。母親を支えるという役割が期待される父親への支援もまた必要であり、今年度から開始しました産後ファミリー応援教室では、おおむね生後2カ月から4カ月の乳児の保護者を対象とし、赤ちゃんとの過ごし方などのアドバイスのほか、父親同士での交流の場を提供するなどの支援を行っております。

今後も、御夫婦が相互に協力しながら、健康でゆとりを持って子育てができるよう支援を行ってまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川 洋君】 鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】 丁寧な御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問をやらさせていただきます。

全国でも出生率が1.2%というふうなことで、栃木県においても1.19%。出生率が少ない中で深刻な少子化が進んでいるのは、私が言うまでもありません。こども家庭庁におかれましては、就学前の子供たちの育ちですね、を見据えて、「こどもまんなか社会」を念頭にですね、打ち出しております。やはりそういった中、両親が共稼ぎの環境におられる中ですね、現代は、家庭の中で、やはりお互いに協力し合いながら、子育てに協力するというふうなのが進められてきております。

そこで、先ほどプレママ・パパ、新生児のですね、訪問等を実施していただいているというようなことですけれども、実際にですね、開催していただいている反響というか、どれぐらいの参加者で、どれぐらいの回数とかを実施されているのか、お分かりでしたら教えていただけますか。

○議長【稲川 洋君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【浜野知子君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

プレママ・パパ教室、昨年度は月に1回の開催を予定しておりました。ただ、その中で、2カ月ほど参加者がゼロで中止になりましたので、月1回ずつで10回の開催をさせていただきました。それに伴いまして、参加は、妊婦の方が38人、それに、お父さん、パパさんがついてきたのが37人の方がついていただきました。お一人の方だけはどうしても来れないということでおばあ様が来たんですが、38人の中で、御夫婦で参加したのが37人いらっしゃいます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】 ありがとうございます。

やはり一緒にですね、共にお子さんを支えていくというようなことで、参加率がすばらしく、頼もしいというふうに思っております。このプレママの開催であったり、新生児訪問であったりというよう

なことの実施をしているところだと思いますけども、やはりこちらを広く周知したりというふうなことでは、どういったことで周知したり、あるいは、参加を要請したりとか募ったりというふうなことをなされているのか、明確なところがありましたら教えていただけますか。

○議長【稲川 洋君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【浜野知子君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

このプレママ・パパ教室に関しましては、妊娠届出があった該当の方に、近い月になったときに、個別で通知で御案内させていただいております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】 それと、伴走型支援というのがあるかと思うんですけども、一緒に、共に支援していきましようというようなことで、こちらは10万円でしたかね、支援金等があるかと思うんですけども、こちらの伴走支援のほうはどのような状況なのか、分かったら教えていただけますでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【浜野知子君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

今、議員がおっしゃられました伴走型支援というのが、先ほど、上村議員のときにお伝えしました妊婦のための支援給付金のほうに変わりまして、妊娠届のときに5万円、出産後に5万円、合わせて10万円というのをお支払いする形になります。今年度からは、昨年度までは保護者の方、擁護者の方、どちらの口座にでもよかったんですが、今年度からは妊婦の方のみへの支給ということの縛りがついております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】 ありがとうございます。

やはり共稼ぎで、育児休暇等ですね、を取り入れている方においても、やはり収入が減少する中で、そういった支援はですね、ありがたいのかなというふうに思っておりますので、ぜひとも引き続きですね、支援のほうをお願いをしたいというふうに思っております。

これはちなみに、今ありました出生の方全員が保障していただいているというようなことでよろしかったでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【浜野知子君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

先ほど申し上げました支援給付金に関しましては、皆さん、妊娠をした方、先ほども申し上げましたが、途中でお子さんを亡くされた方に関しましても、それは支給対象になるので、全員の方に御案内のほうをさせていただいております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】 ありがとうございました。

それではですね、やはり地域でですね、支えていくというようなのがスタンダードなやり方なのかな

と思いますので、引き続きですね、そちらのほうをお願いをしたいというふうに思っております。

続きまして、3番目の質問に入らせていただきます。

障がい者支援の充実について。障がいをお持ちの方の自立支援サービスの充実を図るため、タクシー券の利用枠を拡充する考えは。

御答弁をお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

タクシー料金助成事業は、重度心身障がい者の日常生活の利便性の向上と社会参加の促進を図るため、町社会福祉協議会において実施している事業でございます。

事業の内容といたしましては、町内に住所を有する重度心身障がい者で、身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている方、療育手帳A1又はA2の交付を受けている方、精神障害者福祉手帳1級の交付を受けている方を対象としており、1枚500円の利用券を1人につき年間で50枚を交付しております。

御質問の利用枠の拡充につきましては、町社会福祉協議会の事業ではございますが、町としましても、事業実績や他市町の状況などを踏まえ、町社会福祉協議会と調査研究してまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川 洋君】 鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】 ありがとうございます。

再質問をさせていただきます。

私の調べたところですね、下野市さんにおかれましては、障害者手帳1級、2級の交付を受けている方、それと、精神障害者保健手帳1級、2級の交付を受けている方、また、療育手帳の交付を受けている方、それと、介助のストレッチャー及び車椅子等を使用している方というふうなことで、1枚500円のものを月に6枚、年間にしますと72枚の交付で、年間、金額にしますと3万6,000円というふうなことです。

一方、町長から答弁がありましたとおり、上三川町におかれましては、50枚で2万5,000円というふうなことになっております。この中で、やはり違いというかは、療育手帳の中でA1、A2というふうな制約がありましたけども、下野市さんにおかれましては、A1、A2とかの限りはなく、全ての方においての交付がされているというようなことでした。

この質問をさせていただいたのは、下野市さんから上三川町に転入された方がおりまして、その方がなぜ交付はいただけないんでしょうかというような質問というか問合せがありましたので、ちょっとこの質問をさせていただいたわけなんですけども、今後、近隣市町等を調査して進めていただけるというようなことなんですけども、その辺はやはり近隣の下野市さん等とですね、足並みをそろえるというわけじゃありませんけども、条件をそろえていただけるような取組みをしていただけると幸いかなと思う次第なんですけど、この辺のお考えはいかがでしょうか。お尋ねいたします。

○議長【稲川 洋君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【海老原昌幸君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

本町におきましては、療育手帳につきましては、先ほど町長の答弁にもございましたが、A1、A2の方を対象としておりまして、県内で見れば、25市町のうち24市町がこういったタクシー券の助成を行っているところでございますが、ほとんどのところがA1、A2の方を対象としておりまして、確かに議員がおっしゃるように、B1を対象としているのが芳賀町、下野市、小山市、足利市、市貝町がB1、B2の方までという形で対象としているということは、町のほうでも把握はしてございます。

一方ですね、事業を実施しているのは、現在、社会福祉協議会のほうで事業を行っているところでございますが、こういったB1、B2の方からのそういった今まで利用の要望というか、必要性について要望を受けたことは現在のところないということでございますので、先ほど町長のほうの答弁にもございましたが、こちらについては利用者の必要性ですね、そういったところと、あと、利用率、そういったところもございますので、また、療育手帳以外、例えば、身障のほうの枠づけであったり、精神障のほうの拡充であったり、そういったほうの他の手帳との整合性というか、その辺の線引き等もございまして、他市町のそういった利用状況も踏まえながら、今後、調査研究してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】 ありがとうございます。

タクシー券の利用ですけども、目的としましては、通院であったりとか、どうしても病院に行かなくてはならない、あるいは、そういった状況のときに、やはりタクシーを利用するというふうなことで、自分で移動ができない方については、このタクシー券を利用させていただくのがやっぱりサービスの一つなのかなというふうに思っているところでありまして、上三川町においてはデマンド交通等もありますが、ただ、ここから例えば獨協まで行くとなると、乗り継ぎをしないといけないんですね、デマンド交通であっても。そうなってくると、実際に通院の場合、行って帰ってくるまでに、帰りの便がデマンド交通とつながらないというふうなこともありますので、タクシー券をぜひともですね、利用できるような環境を整えていただけるとありがたいのかなと思いますが、そういった場合の今後ですね、考えていただけるような検討材料としていただければなと思うんですけども、今後の検討をする余地はあるのでしょうか。すみません、お尋ねいたします、もう一度。

○議長【稲川 洋君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【海老原昌幸君】 ただ今の議員の御質問についてお答えいたします。

確かにですね、タクシー券というか、タクシーを利用して通院をされる障がい者の方、当然いらっしゃるかと思います。実際、身体障がい者あるいは精神障がい者の方については、結構、定期的に治療のために通院が必要だという方が多いかと存じます。一方ですね、そういった療育手帳の方につきましては、比較的そういった定期的な通院を必要とする方が少ないという状況も耳にしております。そういったことで、現在、利用率のほうが少ない状況でございますので、その辺も踏まえて、現状の状況をですね、先ほども何度も申し上げてしまいましたが、他市町のそういった利用率、そういったB1、B2まで例えば広げるとか、そういったことについても、他市町の状況も加味しながら、そういったことも踏

まえて、今後、調査研究してまいりたいというところでございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】 できるだけ同じ環境でですね、利用できるような環境を整備していただけるのが望ましいのかなと思う次第でございます。

実際に、タクシー券の発行状況をお尋ねしたいんですけども、身体障害者手帳1級、2級の方、あるいは療育手帳A1、A2の方と、それと精神障がいの方というふうなことが上三川町においては対象というふうな御答弁でしたけれども、実際にどの方がどれだけタクシー券を発行していただいて利用されているのかというふうなのは、お分かりでしたら教えていただけますでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【海老原昌幸君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

それぞれの等級ごとの発行枚数というところでは、ちょっとお答えのほうはできないんですが、昨年度、令和6年度、こちらにつきましては、身体障害者手帳の方、年度当初該当者数につきましては457人の方がいらっしゃるんですが、こちらのタクシー券の申請者数、こちらは150人ということでございます。療育手帳、こちらにつきましては93人の方が該当者でございますが、申請者数は8人、精神障害者手帳をお持ちの方につきましては、48人中14人という状況でございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】 ありがとうございます。

ちなみに、このタクシー券が、全て50枚発行で50枚を利用していただいたということによろしかったですか。

○議長【稲川 洋君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【海老原昌幸君】 こちらの集計によりますと、支給枚数としましては8,600枚支給されてございまして、実際に利用された枚数としましては4,185枚、利用率に計算しますと48.7%という状況でございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】 ありがとうございます。

それではですね、48.7%というのであれば、その分を療育手帳のB1とかB2に拡大するというようなのも可能ではないのかなというふうに数字的に見ると思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【海老原昌幸君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

こちらの今、私が答弁しました支給枚数というのは、申請者の方が実際に支給された枚数ですね、が8,600枚。8,600枚支給されましたけれども、実際その中で利用者の方が使ったのが4,185枚ということでの利用率ということで、48.7%ということでお答えいたしました。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】 ありがとうございます。

いずれにしても、近隣の市町とですね、足並みを合わせるというふうなことで進めていただけるとありがたいのかなというふうに思っております。安心ですね、安全なまちづくりを進める中では、やはり福祉サービスを充実するというふうなことがまず一つにあるのかなと思っておりますので、ぜひとも障がいをお持ちの方にですね、寄り添ったサービスができるのが望ましいというふうに思っております。

今後も、上三川町の魅力をですね、発信する機会として、ぜひとも望ましい姿、あるべき姿にしていただければ幸いかと希望いたします。

以上で私の一般質問を終わりにいたします。

○議長【稲川 洋君】 質問途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

午後2時25分 休憩

午後2時34分 再開

○議長【稲川 洋君】 それでは、休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【稲川 洋君】 3番・鶴見典明君の質問が終わりましたので、順序に従い、2番・松本信明君の発言を許します。2番、松本信明君。

(2番 松本信明君 登壇)

○2番【松本信明君】 皆さん、こんにちは。本日最後となります。大変お疲れのところかと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

議長からの発言の許可をいただきましたので、通告順序に従い、一般質問を始めさせていただきたいと思っております。通告書に沿って、大きく二つ伺います。

まず一つ目は、新教育長の教育方針についてです。増渕新教育長、改めてになりますが、就任おめでとうございます。上三川町の未来を担う子供たちに対する教育への期待は高まるばかりであります。そこで、新教育長就任に当たり、その教育方針を確認するとともに、現在課題とされている内容について一般質問をさせていただきます。

一つ目に、小中学校義務教育10校で目指す教育について、新教育長の考えは。

二つ目、町教育研究所の役割と事業方針は。

三つ目、教職員の働き方改革について、長時間労働是正の方策は。

四つ目、小中学校防犯対策について、不審者侵入に対する対策は。

以上、答弁をよろしくお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。教育長。

(教育長 増渕 忍君 登壇)

○教育長【増渕 忍君】 それでは、ただ今の御質問の1点目について、私の考えをお答えいたします。

まず、学校では、「安心・安全な学校づくり」ということが必要であり、安心・安全のないところでは充実した教育活動は展開できないと考えております。

その上で、特色ある教育活動として、国際化社会に対応した英語教育の推進や郷土愛を育むORIGINAL教育はもちろん、日常の授業や学校行事、委員会などの特別活動など、様々な教育活動を展開したいと考えております。

その中で目指すものですが、これらの様々な教育を実践するに当たり、児童生徒をその中心に据える、「児童生徒が主体となる教育活動」に重点を置きたいと考えております。

次に、2点目についてお答えをいたします。

教育研究所につきましては、教育に関する研究調査や各種の研修を行うことを目的として設置されております。

令和7年度は年間を通じて、40日を超える研究調査や研修が実施をされております。研究調査では、町の児童生徒の学力向上や人権尊重の精神の涵養を資するため、教科研究員による小中学生の学力分析調査や人権教育研究員による人権教育関連計画の作成、また保護者向け人権啓発リーフレットの作成に取り組んでおります。

学習指導要領の趣旨に沿った教育内容を確実に実践するとともに、教育総務課の重点施策である「特色ある教育活動の推進」、「教育支援体制の充実」に資するよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、3点目についてお答えいたします。

令和6年度上三川町の小中学校において、時間外在校時間が月平均45時間を超える教員の割合は、前年度から減少はしたものの、36%という実態がありました。

上三川町教育委員会では、平成30年度に策定した「学校における業務改善基本方針」を基に、教職員の働き方改革について取組みを進めてまいりました。令和3年度には、勤務時間の上限に関する規則を策定し、長時間勤務の是正に努めております。

今後も町教育委員会と各小中学校が連携し、業務のDX化の推進、学校・教職員が担うべき業務の整理、町が配置する教員業務支援員の活用等を通して、教員の取り巻く環境整備を進め、教員が質の高い教育を目指すことができる働きがいのある職場づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、4点目についてお答えいたします。

近年の子供たちを取り巻く環境は複雑な様相を見せており、最近では東京都立川市において小学校への侵入事件が起きるなど、学校の安心・安全を脅かす事案が発生をしております。

町では、防犯対策として、町内小中学校の入り口にカメラを設置しております。また、学校ごとに危機管理マニュアルを作成し、来校者への対応や連絡体制の構築、避難経路の確保を確認し、万が一不審者が侵入した場合においても対応できるよう整備をしております。

今後も、子供たちが安心して学校生活を送ることができるよう、安全な環境の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わりにいたします。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 ありがとうございます。

新教育長の目指す教育というところで、安全・安心というところが根底にあるということですね。ちょっと最後の四つ目のところの質問のところに関係しているんですけども、やっぱり昨今の不審者侵入といったところのニュースは、全国的にもニュースで取り上げられて、非常に恐怖を覚えるといったところは、本当に当事者のみならず、地域の皆さんが思っているところじゃないかなというふうに思っているところでございます。

そのほかですね、様々な教育方針といったところを確認をさせていただきました。その中で、児童生徒が主体となる教育活動に重点を置くという話がありましたが、その教育活動を目指す利点というところをもう少し詳しく教えていただければと思います。答弁よろしく願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 教育長。

○教育長【増淵 忍君】 それでは、児童生徒が主体となる教育活動を展開することのよさということについて、御説明をしたいというふうに考えております。

まず、児童生徒が生きる未来というものは、情報化が進展する、それから、A I等の普及もしていく、そういうような中で、未来を生きる子供たちに求められる姿はどんな姿であるかということを考えたときに、これは主体的に未来を自ら切り開く姿というようなものが求められているのではないかなというふうに考えています。当然、それに対応するため、求められる教師の姿も、教え方がうまい教師から子供たちのやる気を引き出すことができる教師、こういったものが求められる姿になっていくのではないかなというふうに考えております。

そのような中で、主体的に展開するよさということになります。主体的に展開することによって、子供たちの中には当事者意識が生まれてまいります。例えば、学校行事を取り上げたときに、運動会を取り上げた場合に、運動会に子供たちが主体的に取り組んでいく。そうすると、運動会を運営する当事者になっていきます。当事者は責任を持つという意識が生まれてきます。あわせて、責任を持って運営する中で、時には失敗が起きたり、問題が起きたりしていきます。そのような失敗や問題についても、当事者として解決をするというような経験を子供たちはすることになります。当事者として会を運営し、実行し、そして成功するというような体験は、教師が指示をして行った体験よりも、自らその会を成功させたという意味で非常に自信がつく体験になっていくことだと考えています。

これは通常の授業の中でも同じことが起きてくるというふうに考えております。そして、児童生徒の中には、恐らく精神的な成長というものが生まれることだと思います。精神的な成長をした児童生徒たちは、例えば、子供たち間のトラブルも減ることでしょう。また、学習に対しても、自ら取り組むようになっていくことでしょう。主体性を身につけた児童生徒は、将来にわたって、自ら取り組むという姿勢を持ち続けることになると思います。

このような力を子供たちに身につけるために、各学校と協力して進めてまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わりにいたします。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 教育長、ありがとうございます。

自分たちの主体となる活動というところで、非常に子供たちの将来までを考えた教育であるというふ

うに私、今、感じました。その中でも、私、今聞いていて非常に心に残ったのがですね、失敗が起きて
も、それを解決する力を身につけるということがありました。私も子供のいる親ですから、親からする
とですね、どうしても子供には失敗をさせないようにというふうに教育をしがちなんですけども、やは
り主体的にやることによって、子供たちに失敗もするでしょうと。失敗をすることを前提に、そこを解
決をしていく力を身につけるというところが、非常に将来にわたってこの難しい世の中を生き抜いてい
く力を身につけるというところでは、本当に子供たちの根幹に関わる教育になるんじゃないのかなとい
うふうに聞いていて思いましたので、ぜひ、そのところをですね、子供たちに向けて、楽しく教育の
ほうをやっていただければなというふうに思います。

非常に教育現場に寄せられる期待というのは、先ほども申しましたが、高まるばかりであります。教
職員一人一人がその期待に応えるべく努力されている中、問題課題は山積するばかりであり、対応に非
常に苦慮されていることも多いというふうに推察をいたします。しかしながら、増渕教育長が教育指針
を示し、そして、質の高い教育と教職員の働き方改革を行うことで、健やかな子供たちの成長と健全な
職場環境の構築につながるものと考えておりますので、ぜひ継続的な取組みのほうをお願いしたいとい
うふうに思います。

そして、次に、教育研究所の役割についてですけども、教育に関する研究調査、そして研修、また、
学力の分析調査、あとは、人権の教育関連のところもやっているということでお聞きをしました。

それでは、教育研究所が上三川町の教育全般において調査研究され、問題とされるものは何と捉えて、
課題解決に向けて実施したことはどのようなことがあるのでしょうか。答弁をよろしく願いいたしま
す。

○議長【稲川 洋君】 教育長。

○教育長【増渕 忍君】 それでは、教育研究所についてというようなことで、教育研究所の課題とさ
れるものは何か、また、解決について実施をしたことはどのようなことかという御質問であるかと思
いますが、教育研究所については、町内の学校の教育活動全般に対して対応しているような状況にござ
います。その中でも、特に学力の向上や人権教育、それからＩＣＴ教育については、研究員を置くこと
によって重点的に進めているところでございます。

例えば、学力向上につきましては、国や県が行う学力調査や各学校の実態等を分析して、児童生徒の
中に、本町においては表現力に課題があるというふうに捉えておりますので、各学校のほうで作成をし
ています学力向上改善プランというようなものがございます。そういったものにこの課題がしっかりと
位置づけられるようにしてみたり、また、教職員に参考となるようなリーフレットを作成して配布をし
たりするなど、町や中学校区の共通課題を取組みとして進めているところでございます。

以上で答弁を終わりにいたします。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○２番【松本信明君】 ありがとうございます。

今の答弁ですと、全般に様々活動のほうはされていて、分析としては表現力のところに問題がある
というところとして捉えて、改善プランのほうで改善のほうをしていっているということですので、ぜひ、
そのような分析といったところは、聞いた感じだと非常に得意なんだろうなというところを感じますけ

ども、やはりそれを改善をしていくといったところが非常に重要ではないかなというふうに捉えますので、ぜひ、そのところの取組みのほうをよろしくお願ひしたいというふうに思います。

そして、教育委員会の点検評価というのがありますけども、その中に、特色ある教育活動の推進と教育支援体制の充実、これもですね、教育研究所の担当ということで書かれております。令和6年度の報告書、特色ある教育活動の推進の事業評価、これ、（自己評価）となっておりますが、その抜粋になりますけども、指導方法の改善に関してはPDCAサイクルを生かした研究授業を行い、具体的な指導方法を学ぶことができたとありますが、この研究授業は何回行われて、研究授業での成果はどのようなものがあるのか答弁をよろしくお願ひします。

○議長【稲川 洋君】 教育長。

○教育長【増淵 忍君】 研究授業についての御質問をいただいたかと考えております。

研究授業についてですが、これは各学校のほうでそれぞれの程度というような要請が出てくることになっておりますが、おおそ各学校、年間2回程度の研究授業になっているのではないかなと思います。

また、こちらについては、各学校がそれぞれ設定をした課題というようなものがございます。本校はここが弱いだろうというようなものがございますので、そちらについて授業を改善するというような目的で実施をしているところです。それ以外にも教職員の経験年数に応じて、研究授業ということはなされる場合もございます。これが回数というようなものになっております。

また、どのような成果が現れていくのだろうかというようなことになりますが、やはり各学校が設定した課題について研究を行うというようなことになりますので、やはり授業力の向上というものが一番大きなものになっていくのではないかなというふうに考えております。研究授業を行った後で、全教職員で授業の振り返りを実施をすると。そのような中で意見の交換をすることによって、より高い授業を目指していくというようなものでございます。

各学校において授業力が向上する、また、あわせて、そのようなPDCAのサイクルというようなものも学校のほうで定着しているというのも、一つの成果ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 ありがとうございます。

年間で各学校2回程度やっているという中で、各学校が課題をしっかりと設定をした上で、その改善をしていくと。そして、更にはそれが定着をして改善のサイクルが回っているというふうなお話でしたので、非常にこれは質の高い教育といったところには重要な機会なんじゃないのかなというふうに思いますし、振り返りをされている、研究授業をされているというところであれば、実際にやられている方は非常に大変なんじゃないのかなということも感じますけども、子供たちのところを思ってというところがあるかと思ひますので、こちらの取組みのほうもぜひよろしくお願ひしたいというふうに思ひます。

上三川町の調査分析を行って改善を図っていくというところはこれまでも実施をしてきたと今、話を聞きましたが、全国的又は社会的な問題というのが今いろいろあると思ひますけども、そういったとこ

ろの問題点の分析、改善を行って、それを実行していくという機能というのは、この研究所は有しているのでしょうか。答弁をよろしくお願いします。

○議長【稲川 洋君】 教育長。

○教育長【増淵 忍君】 全国的又は社会的な問題点の分析や改善ということになるかと思うんですが、全国的、また社会的なものというふうに、教育上、そのようなもので考えられるものは、例えば、いじめ問題や不登校などがあるかと思います。このような全国的な問題については、調査などについては国が一斉に行うというようなことが多いかというふうには思います。

ただ、町の教育委員会としては、その行った調査を生かして、各学校においてその調査の結果、どのような対応をしていくことが望ましいのかというようなことを学校に還元し、必要な支援を行っていく、そのようなことは実施をしているところでございます。

以上でございます。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 ありがとうございます。

今、全国的な話で言えば、例えばでしょうけど、不登校やいじめといったような話のほうが実際にありました。私がですね、昨今、ニュース等々、全国的な話で感じているところは、闇バイトであったりとか、様々な犯罪といったところが、判断力に問題があるというふうに取り上げられているところをちょっと危惧しております。それはですね、非常に幼少期からの教育の中で判断力を身につけて、道を踏み外さないようにサポートをしていくといったところが必要なんじゃないかなというふうに思っておりますので、そういった社会全体の動き、また、今の時事ネタであったりとか、そういったところもですね、ぜひ教育に反映させていけるような研究所の取組みといったところも、タイムリーに対応していただけのことを御期待申し上げたいというふうに思います。

続いて、教職員の働き方改革について、現状は時間外の在校時間、月平均45時間超えといったところが36%というところで、業務改善を進めてきているというふうに話をお聞きしました。私も委員として参加している部活動検討委員会の資料のほうで、令和5年のデータとなっておりますが、中学校教職員の時間外勤務時間、超過勤務45時間以上の割合が46%、小学校が34%、先ほど、これが少し減少をして36%になっているということでした。そして、中学校の超過勤務80時間以上の割合が7%、小学校が4%とありますが、小学校、中学校での令和6年の超過勤務80時間以上のデータがありますでしょうか。教えてください。

○議長【稲川 洋君】 教育総務課長。

○教育総務課長【佐藤史久君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

超過勤務80時間以上の割合ということで、令和6年度は小学校が2%、中学校が4%となっております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 ありがとうございます。

小学校2%、中学校4%ということで、下がってはいますが、まだ存在をしているというところです。

これ、ちょっと厳しい言い方をしますが、1カ月の残業時間80時間というのは、世間的には過労死ラインというふうに言われています。労災認定基準は1カ月間に100時間、2カ月から6カ月の平均で80時間を超える、もしくは、これに近い時間外労働というふうにされております。この時間を超えるというところは、当然、命に関わるというところは認識をされていると思いますが、この1カ月、今残業時間を超えた2%、4%の方がいるということです、それを超えた場合にどのような対応をされているのでしょうか。答弁をお願いします。

○議長【稲川 洋君】 教育総務課長。

○教育総務課長【佐藤史久君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるように、80時間を超える時間外については過労死ラインとされまして、健康被害のリスクが高まるというようなことから、学校の管理職につきましては、教員の時間外が80時間を超えることがないように適切に管理することが求められているところなんです、しかしながらですね、諸事情によりまして、80時間をどうしても超えてしまうという月があった場合につきましては、その翌月以降ですね、超えることがないようですね、個別に働きかけてですね、できる限りの支援のほうをしているような状況でございます。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 ありがとうございます。

今、超えた場合に、諸事情があつて超えてしまうことがあるというところは、仕事をしている上ではあるのかなというふうに考えます。ただ、それが起こったときに、しっかりと次の対策を考えておくというのが必要なんだというふうに思います。今、できる限りのことをやるというふうにおっしゃっていましたが、何か具体的にやはり対応を決めるべきだというふうに思います。例えば、80時間を超えた次の月は、絶対に40時間を超えないように勤務管理をするとか、そういった対応を明確に数字で定量的に定めるべきなんじゃないのかなというふうに思いますので、もしそれがされていないということであれば、そのような対応を検討していただいて、実行していただければというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

先ほど、部活動検討委員会の資料の中で、中学校教職員の約46%が45時間以上の超過勤務をしているというふうにありましたが、これ、ちょっとそもそもなんですけど、この数字は1年の12カ月の間で45時間以上の残業を1回でもやったことがあれば対象者となるというカウントの仕方よろしいんでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 教育総務課長。

○教育総務課長【佐藤史久君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

そのとおりでございまして、一月の時間外勤務がですね、45時間を超えた延べ人数で割合を出しておりますので、分母、分子ともに延べ人数でやっているということになります。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 ありがとうございました。

それではですね、月の平均の残業時間と、これ、年なので、掛ける12になるかもしれないですけど、

年の平均の残業時間は何時間になりますでしょうか。答弁をお願いします。

○議長【稲川 洋君】 教育総務課長。

○教育総務課長【佐藤史久君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

小学校の残業時間につきましては、月平均おおよそ37時間、年平均が407時間ということになります。

中学校につきましては、月平均がおおよそ41時間、年平均が451時間ということになってございます。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 ありがとうございます。

小学校で37時間の407時間、中学校のほうで41時間の451時間ということですので、労働基準法に当てはめると、月45時間であつたりとか、年間だと360時間というふうに決められておりますので、しかし、その上限が決められているという中では、その数字をしっかりと管理しなさいということだろうというふうに思います。勤務管理というのはどのようにやっているのでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 教育総務課長。

○教育総務課長【佐藤史久君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

勤務管理といたしましては、出退勤の時刻をですね、カードリーダーを用いて把握しておるところですが、あくまでもこちらのほうは在校時間というような扱いになってございます。教育委員会といたしましては、出退勤のデータを用いまして勤務状況を把握いたしまして、教職員の働き方改革の意識を高めるとともにですね、業務の効率化や優先順位を選択というようなところで、確認などをして取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 ありがとうございます。

カードリーダーを使って管理をしているということですので、カードリーダーを使ってデータを取得するということでしょうから、取得したデータをどのように管理をするかということだろうというふうに思います。しっかりと上位者の方が、1週間なのか2週間なのか、そういった単位でしっかりと勤務の確認を行いながら、1カ月の残業時間をしっかりと規定の中に収めるというところが管理になろうというふうに思いますので、ぜひ、そのような多角的な目で見ていただいて、数字を守れるような体制をつくっていただければなというふうに思います。

実は、今国会のところで、教職員給与特別措置法改正案というものの中に、平均残業時間を30時間までに削減するという目標が明記される見通しというふうになっております。残業時間又は在校等時間を考えたときに、子供たちへの質の高い教育実現のために努力をしている結果だというふうに考えてしまいがちですが、その考えはもう古いというふうに認識をしなければならないというふうに思っております。

文部科学省で行っている令和4年度教職員勤務実態調査では、在校時間は減少していますが、持ち帰り時間が増えているという結果になっています。結果、トータルでは減少しているというふうに報告はされていますけども、これは業務量の絶対量を減らさないと根本的な改善は望めないというふうに判断

できるわけです。

長時間労働是正のためには、業務をなくす、減らす、そして、もう一つは外部委託であろうというふうに思っています。これも文部科学省から示されておりますが、学校教師が担う業務に関わる三分類というのがあるんですね。この業務削減を進めるとともに、外部委託をするための業務の整理、そして、予算と人員の確保、これを行って、教職員の方が適正な環境の下で質の高い指導ができるように、積極的な働き方改革をお願いしたいというふうに思います。

続いて、防犯対策について、カメラを設置して危機管理マニュアルを作成し、対応しているというふうにお聞きをしました。そこで、防犯グッズの準備状況、例えば最近だと、さすまたなんかとかがよく挙がっていますが、そういったものの準備状況はどうなっているのでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 教育総務課長。

○教育総務課長【佐藤史久君】 さすまたにつきましては、各学校配置されてございまして、学校によっても本数は違うんですが、5本から10本程度、さすまたの用意がございまして。そのほかにですね、防犯用の笛なんかを首からぶら下げているようなところもございまして。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 それでは、先ほど危機管理マニュアルというのがあるとおっしゃっていましたが、教職員、生徒への対応方法というのは、その危機管理マニュアルで教育訓練というのはされているのでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 教育総務課長。

○教育総務課長【佐藤史久君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

不審者が侵入した場合を想定いたしました不審者対応訓練というのを、各学校で実施しているところがございます。また、その中でですね、警察官が不審者役になって訓練をしたりとか、講話や防犯活動なんか、そんなようなこともやっております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 ありがとうございます。

かなりリアリティーを持ってやっているというところですね。

それでは、学校、門がたくさんあると思うんですけど、門の施錠管理というのはどういうふうになっていますでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 教育総務課長。

○教育総務課長【佐藤史久君】 ただ今の質問にお答えいたします。

門につきましては、使用していないような門については施錠してあるところなんですけど、来校者が使用する門につきましては、遅れて登校する生徒や児童がいたりとかあるため、朝夕の登校時間以外は門を閉めておくだけで、施錠はしていないのが現状でございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 非常に学校は広いですから、門の施錠といったところの管理も、もう少し厳しくできないのかなというところを思うところがありますので、ぜひ、可能な限り、できる範囲のところをお願いしたいかなというふうに思っております。

それでは、次、通報システムなんかの構築はされているのでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 教育総務課長。

○教育総務課長【佐藤史久君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

各学校ともですね、事案発生時の校内での連絡体制、また、警察や町や保護者など、外部への通報の連絡体制なんかについても整備しているような状況でございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 ありがとうございます。

通報をするのにですね、最近だとメカニカル的に、ボタンを押してすぐ通報できるみたいなものもあつたりとかするみたいなので、ぜひ、そういったものはあれば、使っていただければなというふうに思います。

それでは、警察や地域の方との連携、あとは見守り活動といったところは怎么样了しょうか。

○議長【稲川 洋君】 教育総務課長。

○教育総務課長【佐藤史久君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

警察との連携につきましては、先ほどもちょっとお答えさせていただいたんですけど、不審者の訓練なんかのときに、御協力をいただいていたような状況でございます。あと、地域の見守り活動につきましては、登下校の見守りのスクールガードとか、見守り隊というようなところの活動はあるんですが、不審者に対する組織的なものは、現在のところございません。

しかしですね、地域の方々から、不審な車があったよとか、不審な人がそこら辺にいたよというような情報は、学校なんかには届いているような状況でございます。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 地域の方の多くの目といったところが非常に重要になろうかというふうに思います。今、組織だってはないというところですけども、ぜひ、連携のほうをお願いしたいというふうに思います。

それでは、先日ですね、5月の21日に、次期栃木県教育振興基本計画骨子というのが示されまして、その中に子供の主体的な学びを支える授業の充実や、学校における安全管理体制の強化がうたわれており、課題として、教員の長時間勤務や教師不足というのが取り上げられています。これは増渕教育長の教育方針や答弁いただいた内容とも非常にリンクしておりますので、県と町が共通の課題認識を持って取り組みができるというふうに考えております。

上三川町の子供たちの健やかな成長と先進的な教職員の働き方改革の推進をお願い申し上げまして、一つ目の質問を終わりにしたいというふうに思います。

次に、二つ目の質問に移ります。

二つ目は、上三川町の人口減少についてであります。

前回の一般質問にて、雇用と定住について質問をさせていただきました。今回は、総合戦略基本方針の進捗確認とともに、結婚支援について質問をさせていただきます。

一つ目に、上三川町第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略における基本目標3、「若い世代の結婚・出産・子育ての支援及び教育環境の充実」について、現在の進捗は。

二つ目、結婚応援プログラムの取組み内容と進捗及び、県や近隣市町との連携は。

三つ目に、結婚新生活支援事業補助金の申請状況は。

以上、答弁をお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問の1点目についてお答えいたします。

本町における婚姻届出数及び合計特殊出生率は共に減少傾向にあり、令和5年度の婚姻届出数が目標の130件に対し98件、合計特殊出生率が目標の1.51に対し1.26と、令和7年度の目標値に達することが厳しい状況となっております。

次に、2点目についてお答えいたします。

結婚応援プログラムの主な事業や取組みとして、とちぎ結婚支援センター出張登録会参加人数を取り上げ、目標を10人と設定いたしました。

コロナ禍により開催できなかった年度もございましたが、昨年度に再開し、4人の参加をいただき、今年度も実施を予定しております。

とちぎ結婚支援センターにおける登録は、現在、オンラインによる登録が主流となっており、今後、マイナポータルとの連携により、登録の促進が図られる予定となっておりますので、町といたしましても積極的な周知・案内に努めてまいります。

また、令和6年度より県と連携して、ライフデザイン支援事業を実施しております。

事業では、ライフデザイン講座で未来の自分を思い描く支援を行っております。若いうちから未来について創造し、思い描いていくことで、よりよい幸せな人生の選択ができるよう、引き続き県と連携しながら支援を行ってまいります。

次に、3点目についてお答えいたします。

令和6年度における結婚新生活支援事業補助金の申請は3件で、住宅賃借費用に対し、38万2,380円を交付しております。

結婚をし、新生活を始められた方に必要な支援が届くよう、なお一層の周知に努めてまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 ありがとうございます。

婚姻届出数は、目標の130件に対して98件、出生率は、5.1に対して1.26ということで、目標に対してはちょっと届いていないのかなという話でした。2012年からの栃木県の保健統計年報といったところを見ても、緩やかに下がってきているというような状況が見て取れるのかなというところ

でございます。

結婚・出産・子育てというところで、上三川町で安心して生活していくために様々な支援をしていた
だいておりますが、結婚支援について、結婚応援プログラムとしてK P Iを、先ほどありましたが、出
張登録会の参加人数10人ということでしたが、実績は4人というところでした。これは出張登録会の
回数自体は何回やったのでしょうか。答弁をお願いします。

○議長【稲川 洋君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【浜野知子君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

予定は3回を予定しておりましたが、1回に関しては参加者が0人だったということで、実際の開催
は2回になります。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 実際は3回やられて、そのうち1回はゼロだったというところですので、ちょ
っとやっぱり実際のやっている回数というところでは少ないのかなとは思いますが、でも、今後、今主
流となってくるのはオンラインでの登録だということですので、ぜひオンラインの活用をしていただ
くところをですね、よろしくお願ひしたいかなというふうに思います。

それでは、とちぎ結婚支援センターの登録料補助事業、これが予算12万5,000円ありますけど
も、これの利用実績のほうはいかがでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【浜野知子君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

令和6年は9人で、4万5,000円の助成をさせていただきました。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 9人で4万5,000円ということですので、ちょっと12万5,000円の予
算からすると、ちょっとこれも寂しいところかなというふうに思います。ちょっと単年度では少ないん
ですけども、これは継続的には利用されている実績があるのでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【浜野知子君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

こちらの2分の1の助成に関しましては、1回しか使えない助成金になっております。とちぎ結婚支
援センターの登録料は2年間で1万円ということで、もしその2年間の間にパートナーが見つからない
場合、また、それで継続して入会していただきたいんですが、それに関しては補助金が出ない形になっ
ているので、継続的に利用というのはちょっと把握はできないんですが、ただ、令和5年度末に上三川
町の登録者数は22人いらっしゃいまして、令和6年度末が29人になっております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 継続利用は2年だけということですね。今の登録状況でいくと、22人と29
人というふうになっているということですから、ぜひですね、予算を使い切るぐらい制度を利用してい

ただければなというふうに思っております。

それでは、先ほど答弁の中にもありました県との連携で、若者に向けたライフデザイン事業という話がありましたが、これについてもう少し詳しく教えてください。

○議長【稲川 洋君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【浜野知子君】 ただ今の御質問にお答えさせていただきます。

こちらの県と連携し、若者に向けたライフデザイン講座に関しましては、内容といたしましては、全体的な座学の講義の後、進学・就職・結婚・子育て等の人生の分岐点において選択するためには何を大切にするとよいかということを考えるワークショップをやっていただきました。令和6年に関しましては、上三川高校の生徒の皆さんにやっていただきました。今年度、令和7年度は3件予定しております。まず一つが、今年度も引き続き上三川高校の生徒さん、次に、日産自動車の栃木工場の社員の方、三つ目に、日産大学校の生徒の方を対象に、今年度は3回のライフデザイン講座のほうを予定しております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 高校生も含めた若者に向けたライフプランですね、その大切さを確認するところですから、非常に有効な手段なんじゃないのかなというふうに思います。結婚・出産・子育てのライフイベントの中に受けられる支援というのは様々あると思いますが、支援がたくさんあるので全てを把握できなかったりとか、支援を探すだけでも大変だというような声をちょっといただいております。その支援がすぐ一目で分かるような、何か一覧のようにになっているものはあるのでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【浜野知子君】 ただ今の御質問にお答えさせていただきます。

昨年度、令和6年度、上三川高校の生徒さんにライフデザイン講座を受けていただいて、その感想から、やはり分岐点において、どんなふうに支援があるのかというのを知りたいというお声もアンケートにいただきましたので、昨年、末に、上三川町のいろんな支援に関してひとまとめにする資料を作らせていただきました。今年度の令和7年度の三つのこちらの講座のときには、ぜひそれを配布して、ぜひ結婚後の生活は上三川町で過ごしていただけるようにアピールしたいと思います。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 ありがとうございます。

これはですね、非常に声をいただいていたところですので、対応いただいて、町民の方も非常に分かりやすくなって喜んでいただけるんじゃないかなというふうに思います。

それでは、そのつくっていただいたものですね、上三川町の独自の支援といったところの支援事業というのはあるのでしょうか。もし、その独自の上三川町での支援事業というのがある場合には、そのライフデザインの支援事業の中で説明をされているのか、答弁をお願いします。

○議長【稲川 洋君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【浜野知子君】 ただ今の御質問に答えさせていただきます。

まず、上三川町の独自支援に関しましては、代表的なものとしまして、子供の誕生の祝福として、出生届の際に1万円相当分のカタログを交付するベビーギフト事業というのをやっております。

二つ目としまして、第3子以降のお子さんが出生した際には、第3子以降出産祝い金事業といたしまして、お一人につき20万円の祝い金を支給しております。

三つ目としまして、子育て情報や予防接種の管理ができるアプリの「しらピヨ子育てアプリ」というのを町として提供しております。

こちらの町の独自の事業に関しまして、昨年度等は特に特出しで皆さんに周知のほうは図らなかったんですが、今年度はぜひ、上三川町のいいところとして周知していきたいと思います。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 ありがとうございます。

やはり上三川町独自のそういう施策があるといったところが、町民の方には喜んでいただけるんだろうというふうに思いますので、ぜひ、上三川町のアピールのためにもですね、お願いしたいというふうに思います。

それでは、難しい質問をちょっとしたいと思います。厚生労働省の令和5年人口動態統計データによるとですね、結婚の平均年齢は男性31.1歳、女性29.7歳、最頻値は男性で27歳、女性26歳ということになっております。この最頻値を過ぎて平均年齢前後でお付き合いをされていない方という方とですね、私、ちょっと結婚感についてお話をしてみました。結婚するつもりはないという方も当然いるんですけども、それ以外の方はですね、結婚はしたいなというふうに思っているんですけど、現状に不満がなくて、別に慌てなくてもいいかなというような方が多いなというふうに感じたところです。

このようにですね、結婚したいと思って行動に移すことができる方というのは、そういう方に対してのサポートというのは非常に準備されているなというふうに思うんですけども、先ほど述べたように、結婚したいけど行動に移せない人や、漠然といつかは結婚しようかなというふうに考えている人で、行動をしない人がいます。このような考え方の若者にどのようにアプローチを行っていくのか。施策、考えがあればお聞かせください。

○議長【稲川 洋君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【浜野知子君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

県のほうでも主催で婚活イベントというのを何回かやっているんですが、やはり今議員がおっしゃったように、なかなか自分から出ていけないという方がいっぱいいらっしゃるということですので、今年度は、やはり栃木県のほうの主導で、近隣市町と連携しまして、企業単位での異業種交流会という形で婚活イベントのほうを開催しようと考えております。今年度、令和7年度は、上三川町は真岡市の企業と連携してやる予定でおります。個人ではなく団体での参加であれば気軽に参加していただけて、また、いいパートナーが見つかるのではないかなと考えております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 異業種交流というところですね、これまでとは違った視点での交流会というところ

ころですから、非常に楽しみなところなのかなというふうに思います。また、先ほど来、説明があるようにですね、ライフデザインの支援事業といったところを通じて将来設計をしていくというところは、これまでも何となく時間が過ぎてしまったというような人に、将来的に行動変容を起こしていくというところの手段としては非常に有効だというふうに思っておりますし、いつか結婚しようというふうに考えている方に対しては、しっかりと情報を届けていくということが重要だというふうに思います。欲を言えばですけど、やる気スイッチみたいなものではないですけど、積極的に結婚を考えるきっかけになるような働き方をしてもらえればなというふうに思います。

それでは、次に、とちぎ結婚応援カード「とちマリ」というのがありますが、これはどのような制度でしょうか。

○議長【稲川 洋君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【浜野知子君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

とちぎ結婚応援カード「とちマリ」というのは、こちらのほうは県のほうでやっていたっている事業でして、新婚夫婦又は2年以内に結婚を予定しているお二人に対しカードを発行しまして、そのカードを協賛店舗等に提示することで、店舗等から割引などの特典をいただける制度になっております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君に申し上げます。質問時間の残りが2分強になっていますので、精査してまとめて質問をお願いします。松本信明君。

○2番【松本信明君】 先ほどおっしゃっていましたが、この制度に協賛してくれている店舗ですけども、これ、上三川町で8件なんですね。ちなみに、宇都宮市は124件、下野市1件、真岡市11件、壬生町6件というところで、これに近い事業として「つぎつぎカード」というのがあるんですけども、この「つぎつぎカード」というのは、上三川町24件、宇都宮市534件、下野市36件、真岡市93件、壬生町85件ということで、近隣市町でもですね、この「とちマリ」のカードの協賛がすごい少ない状況なんですね。この協賛拡大に向けた対応といったところはどのようなものがありますか。

○議長【稲川 洋君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【浜野知子君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

県のほうでもホームページ等でこちらのほう、協賛のほうを募ってはいるんですが、やはり議員がおっしゃるように拡大をしていない状況です。やはり、県のほうにこの「とちマリカード」のメリットについてお伺いしたところ、協力企業のほうのいわゆる周知、広告、宣伝として使っていただきたいということでお答えをお聞きしたので、これは多くの方に使っていただいて、多くの利用する方がそのお店のことを知っていただくということで、お店のほうがこのカードでメリットを感じていただけるように、まず使用していただけるように、結婚する方、新婚の方にPRを強化していきたいと思います。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 それでは、最後の質問をします。

結婚新生活支援事業、利用実績3件の38万円ということでしたが、これに対してですね、利用条件があるんですね。この利用条件に、夫婦の所得が500万円というところがあります。そのほかにです

ね、年齢が39歳以下というところがあるんですが、この39歳以下で夫婦の所得で500万円ということですから、男女それぞれ39歳以下及び所得が250万円以下になるパーセント、占有率をお聞かせください。

○議長【稲川 洋君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【浜野知子君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

令和5年度末の人数で、令和4年度の所得額で計算しますと、令和5年度末の18歳から39歳の上三川町の方の人数は約6,400人、そのうち令和4年度の所得額において、お一人250万円以下である人数が約4,000人。そうしますと、割合としては約62%になります。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 松本信明君。

○2番【松本信明君】 それでは、62%ということですから、非常にパーセントとしてはそれなりにあるのかなというふうに思います。

制度利用に対してお願いをいたします。今回は人口減少についてフォーカスをさせて、質問をさせていただきました。今後も町民の皆様の声に耳を傾け、町政に届けていくことをお約束申し上げまして、私からの一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長【稲川 洋君】 2番、松本信明君の質問は終わりました。

一般質問途中でありますが、本日はこれで延会といたします。

なお、明日も午前10時から一般質問を行います。お疲れさまでした。

午後3時37分 延会